

Nihon University
Mishima Senior High School

School Guide Book

2026



〈校訓〉

自由と規律

教育方針

本校は「日本大学の目的および使命」に基づき、豊かな自然環境と恵まれた教育環境の中で、教育理念である「自主創造」の精神を育み、世界の進展に適応し、「自由と規律」を重んじ、世界の平和と人類の福祉に貢献する人間を育成することを教育の方針とする。

教育目標

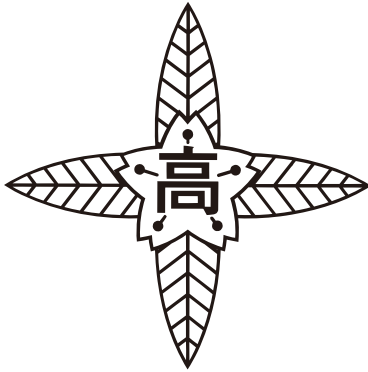
- 1 自主協同の精神を養い、心身ともに健康な人間を育成する。
- 2 広く世界の文化を学び、文化的創造力溢れる人間を育成する。
- 3 豊かな教養を身に付け、真理と平和を愛する人間を育成する。

School Mission

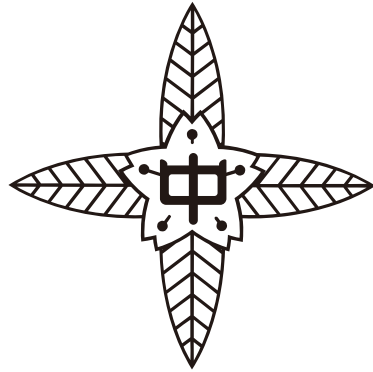
「社会のさまざまな分野でリーダーシップを発揮することができる人材を育成する」

1. 向上心を育み、自ら学ぶ習慣を身につけ、時代を担う人材として必要となる学力をつけます。
2. 広く世界や文化を学び、豊かな心身を育み、豊富な知識や多様な価値観を身につけ、自ら考え行動する力をつけます。
3. 自分の将来の生き方や社会への関心を深め、人生を描き、自ら道をひらく力を身につけます。

校章の由来



日本大学三島高等学校



日本大学三島中学校

日本大学の校章は桜の花で，その予科の校章は大学の桜の花の校章に桜の葉四枚を十字形に配列していた。

現在，全国にある日本大学の附属高等学校・中学校は，この予科の校章を基にして作成されている。

日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき道統をたつとび
憲章にしたがい自主創造の気風をやしない
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は
広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

〈日本大学の教育理念〉

自主創造

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的および使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- **日本の特質を理解し伝える力**
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- **多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力**
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- **社会に貢献する姿勢**
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

目 次

校 訓	
School Mission	
校章の由来	
日本大学の目的および使命	
教育理念	
日本大学校歌	1
日本大学三島高等学校校歌	2
日本大学の組織	3
日本大学沿革	5
日本大学三島高等学校・中学校沿革	10
日本大学三島高等学校学則（抜粋）	13
教務部から	19
日課表について	19
試験（1年次）について	20
アカデミックコースについて	20
教育課程について	20
教育課程表	
(1) 総合進学コース	21
(2) アスリートコース	22
(3) アカデミックコース	23
(4) グローバル留学コース	24
I 単位認定の基準 / II 進級基準	25
III 卒業判定基準 / IV 皆勤 / 【届及び願いの方法】	
生活指導部から	27
生活心得	27
学校生活規定	30
I 学習に関する規定	30
II 通学に関する規定	31
III 当番活動に関する規定	32

登下校の注意事項（登下校時・通学路について）	32
三島駅利用者及び自転車利用者通学順路確認図	34
自転車利用者に対する注意	35
制服の着用の仕方	
冬服	36
夏服	37
校則違反等に対する指導體制について	38
ソーシャル・メディア・ポリシー	39
タブレット・スマートフォン等の取り扱いについて	40
iPad 利用規定（抜粋）	41
生徒会指導部から	43
部活動の紹介	43
生徒会活動	45
I 日本大学三島高等学校生徒会会則	46
II 選挙管理規定	53
III 部会運営に関する規定	54
1 日常活動に関する規定	54
2 合宿に関する規定	54
3 対外出場に関する規定	55
進路指導部から	56
① 日本大学への合格者数	56
② 過去3年間の進路状況	57
③ 産業別就職者数	57
④ 4年制大学合格状況（過去3年間）	58
保健衛生部から	61
保健室の利用について	61
災害給付について	61
日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度	61
感染症等について	62

生徒相談室の利用について	62
図書室の利用について	63
読書ダイアリー	64
事務課から	66
事務取扱時間	66
証明書の発行について	66
入学時の証明書の交付	66
通学証明書について	66
学校学生生徒旅客運賃割引証について	67
奨学金について	67
その他連絡事項	68
大規模地震に備えての本校の対応策の概要	69
校地・校舎配置図	71
教室配置図	72
諸手続き	73
忌引届	73
異装届	74
住所変更届	75
感染症証明書	76
感染症経過報告書	77
予定表（2026年4月～2027年3月）	78

日本大学校歌

作詞 相馬御風

作曲 山田耕筰

一 日に日に新たに文化の華の
さかゆく世界の曠野の上に
朝日と輝く国の名負いて
巍然と立ちたる大学日本
正義と自由の旗標のもとに
集まる学徒の使命は重し
いざ讃えん大学日本
いざ歌わんわれらが理想

二 四海に先んじ日いつる国に
富嶽とゆるがぬ建学の基礎
栄ある歴史の道一すじに
向上息まざる大学日本
治世の一念炎と燃ゆる
われらが行く手の光を見よや
いざ讃えん大学日本
いざ歌わんわれらが理想

日本大学三島高等学校 校歌

作詞 高梨公之

作曲 貴島清彦

一 真白き富士の嶺^{みね}を負いて
花咲きほこる三島路に
聳^{そび}えて高さわが母校
師弟集いて燃ゆる血に
理想の星を目指さなん
ああ 日大三島
われらに榮^はえあれ

三 山紫^{やまむらさき}に湧き出ずる
正義の泉智慧の水
汲みてつちかう青春の
夢その時に及びなば
大空高く描かなん
ああ 日大三島
ゆくてに榮えあれ

二 三つの国寄^{ようしょう}る要衝に
築きし歴史千余年
伝統^{にな}担いて学の道
心を磨き身を鍛え
日に日新たに進みなん
ああ 日大三島
その名に榮えあれ

四 掲^{かか}ぐる旗はわが自立
世界に開く広き視野
人類ここに手を組みて
平和の鐘を打ち鳴らす
世紀の望み遂げましや
ああ 日大三島
宇内^{うだい}に榮えあれ

日本大学の組織

学 部

法学部	法律学科(第二部(夜間部)併設)・政治経済学科 新聞学科・経営法学科・公共政策学科
文理学部	哲学科・史学科・国文学科・中国語中国文化学科 英文学科・ドイツ文学科・社会学科・社会福祉学科 教育学科・体育学科・心理学科・地理学科・地球科学科 数学科・情報科学科・物理学科・生命科学科・化学科
経済学部	経済学科・産業経営学科・金融公共経済学科
商学部	商業学科・経営学科・会計学科
芸術学部	写真学科・映画学科・美術学科・音楽学科・文芸学科 演劇学科・放送学科・デザイン学科
国際関係学部	国際総合政策学科・国際教養学科
危機管理学部	危機管理学科
スポーツ科学部	競技スポーツ学科
理工学部	土木工学科・交通システム工学科・建築学科 海洋建築工学科・まちづくり工学科・機械工学科 精密機械工学科・航空宇宙工学科・電気工学科 電子工学科・応用情報工学科・物理学科 物質応用化学科・数学科
生産工学部	機械工学科・電気電子工学科・土木工学科・建築工学科 応用分子化学科・マネジメント工学科・数理情報工学科 環境安全工学科・創生デザイン学科
工学部	土木工学科・建築学科・機械工学科・電気電子工学科 生命応用化学科・情報工学科
医学部	医学科
歯学部	歯学科
松戸歯学部	歯学科
生物資源科学部	バイオサイエンス学科・動物学科・海洋生物学科 森林学科・環境学科・アグリサイエンス学科

食品開発学科・食品ビジネス学科・国際共生学科
獣医保健看護学科・獣医学科
薬学部 薬学科

通信教育部

法学部 法律学科・政治経済学科
文理学部 文学専攻（国文学）・文学専攻（英文学）
哲学専攻・史学専攻
経済学部 経済学科
商学部 商業学科

短期大学部

ビジネス教養学科
建築・生活デザイン学科
ものづくり・サイエンス総合学科

大学院

- 学部に基礎を置く研究科
法学研究科・新聞学研究科・文学研究科・総合基礎科学研究科
経済学研究科・商学研究科・芸術学研究科・国際関係研究科
危機管理学研究科・スポーツ科学研究科・理工学研究科
生産工学研究科・工学研究科・医学研究科・歯学研究科
松戸歯学研究科・生物資源科学研究科・獣医学研究科・薬学研究科
- 独立研究科
総合社会情報研究科（通信制）・法務研究科（法科大学院）

附属専門学校

医学部附属看護専門学校
歯学部附属歯科技工専門学校
歯学部附属歯科衛生専門学校

日本大学沿革

明治22年(1889)10月4日

日本法律学校(現法学部)創立。創立者は山田顕義(時の司法大臣)

- ♪ 23年(1890)6月 初代校長に金子堅太郎(後の司法大臣)就任
- ♪ 26年(1893)12月 校長に松岡康毅(後の農商務大臣)就任
- ♪ 28年(1895)7月 神田区三崎町(現法学部本館敷地)に校舎落成
- ♪ 34年(1901)10月 高等師範科を設置し、修身法制経済科を置く。
- ♪ 36年(1903)8月 校則を改め大学組織となし日本大学に改称。初代学長に松岡康毅就任
- ♪ 37年(1904)3月 政治科・商科設置
- ♪ 37年(1904)4月 専門学校令による大学となる。

大正9年(1920)4月

大学令による大学の認可を受け学部には法文学部(法律・政治・宗教・社会)、商学部(商)を置く。専門部に社会科増設。高等師範部に国語漢文科増設

- ♪ 9年(1920)6月 日本大学高等工学校(理工学部の前身)設置
 - ♪ 10年(1921)3月 法文学部に美学科(芸術学部の前身)設置
 - ♪ 10年(1921)4月 専門部歯科(東洋歯科医学専門学校を合併-歯学部の前身)設置
 - ♪ 11年(1922)3月 総長に松岡康毅、学長に平沼騏一郎(後の総理大臣)就任
 - ♪ 12年(1923)11月 第2代総長に平沼騏一郎、学長に山岡萬之助就任
 - ♪ 13年(1924)1月 商学部に経済学科を増設
 - ♪ 13年(1924)3月 法文学部に文学科(哲学・倫理・教育・心理・国文・漢文・文学芸術)を設置
 - ♪ 14年(1925)3月 専門部に医学科(医学部の前身)を設置
 - ♪ 15年(1926)3月 高等師範部に地理歴史科・英語科を設置
- 昭和2年(1927)5月 文学科外国文学芸術専攻と芸術学専攻に分離
- ♪ 4年(1929)4月 法学部文学科に史学専攻を増設
 - ♪ 4年(1929)5月 新校歌制定(現在の校歌)

- 昭和8年(1933)8月 第3代総長に山岡萬之助就任
- ♪ 18年(1943)5月 農学部増設。学長に佐藤運雄就任
 - ♪ 21年(1946)1月 第4代総長に呉文炳就任
 - ♪ 21年(1946)6月 大学予科(文科および理科甲類の一部のみ)を三島校舎に開設
 - ♪ 22年(1947)8月 法文学部に新聞学科を増設
 - ♪ 23年(1948)11月 通信教育部設置
 - ♪ 24年(1949)2月 新学制による大学(第一部)を設置。第一部法学部(法律学科・政治経済学科・新聞学科),文学部(宗教学科・社会学科・哲学科・倫理学科・教育学科・心理学科・国文学科・英文学科・史学科),経済学部(経済学科・経営学科),芸術学部,工学部,第二工学部,農学部
 - ♪ 24年(1949)3月 新学制による大学(第二部)設置
 - ♪ 24年(1949)4月 新学制発足に伴い,三島予科は三島教養部となる。
 - ♪ 25年(1950)4月 短期大学部設置。三島には経済科を置く(現在のビジネス教養学科)
 - ♪ 26年(1951)4月 新学制による大学院修士課程設置
 - ♪ 26年(1951)11月 学長に永田菊四郎就任
 - ♪ 27年(1952)2月 新学制による医学部医学科,歯学部歯学科を設置
 - ♪ 32年(1957)3月 商学部(商業学科)増設
 - ♪ 32年(1957)12月 日本大学三島高等学校設置
 - ♪ 33年(1958)1月 文学部に理系の学科(地理学科・物理学科・数学科)を増設し文理学部に名称変更。三島教養部は文理学部三島校舎となる。なお,この年より法・文・経済・商・理工・の各学部の一般教育を一か年に限り(従来は理工を除き二か年)文理学部(世田谷と三島)で実施することとなる。
 - ♪ 33年(1958)4月 日本大学三島高等学校開校
 - ♪ 33年(1958)6月 第5代総長に永田菊四郎就任。会頭に古田重二良就任
 - ♪ 34年(1959)1月 短期大学部に栄養科(昭和37年まで)を増設。文理学部に独文学科を増設
 - ♪ 36年(1961)3月 文理学部に応用地学科・応用物理学科を増設

- 昭和37年(1962) 3月 短期大学部栄養科を家政科に改称。文理学部にて体育学科・化学科・応用数学科を増設
- ◇ 38年(1963) 4月 商学部砧校舎開設
 - ◇ 39年(1964) 1月 法学部に経営法学科・管理行政学科を増設。経済学科に産業経営学科を増設。商学部にて経営学科・会計学科を増設
 - ◇ 39年(1964) 1月 短期大学部に建築科・機械科を増設
 - ◇ 40年(1965) 1月 第一工学部を津田沼に設置
 - ◇ 41年(1966) 4月 短期大学部に文科(国文専攻・英文専攻)設置
 - ◇ 42年(1967) 1月 短期大学部家政科の家政・食物栄養コースを家政・食物栄養専攻と改称
 - ◇ 44年(1969) 9月 第6代総長に鈴木勝就任
 - ◇ 46年(1971) 2月 日本大学松戸歯科大学(松戸歯学部の前身)設置
 - ◇ 53年(1978)12月 国際関係学部(国際関係学科・国際文化学科)設置(昭和54年4月開設)
 - ◇ 54年(1979) 3月 短期大学部(三島)建築科・機械科募集停止
 - ◇ 55年(1980) 7月 国際関係学部国際関係研究所設置
 - ◇ 55年(1980) 8月 短期大学部建築科・機械科廃止
 - ◇ 57年(1982) 3月 日本大学三島高等学校土木科, 建築科, 機械科, 電気科廃止
 - ◇ 57年(1982) 7月 日本大学会館完成。本部移転
 - ◇ 58年(1983) 3月 大学院国際関係研究科修士課程設置
 - ◇ 59年(1984) 9月 第7代総長に高梨公之就任
 - ◇ 62年(1987)12月 薬学部設置
 - ◇ 63年(1988) 3月 文理学部(三島)廃止
 - ◇ 63年(1988) 4月 農獣医学部応用生物科学科, 短期大学部生活環境科増設。法学部三島校舎設置
- 平成元年(1989)10月 日本大学創立100周年記念式典を挙る
- ◇ 2年(1990) 4月 短期大学部家政科家政専攻を生活文化学科生活文化専攻, 文科を文学科, 商経科(第一部, 第二部)を商経学科(第一部, 第二部)と名称変更
 - ◇ 2年(1990) 9月 第8代総長に木下茂徳就任

- 平成4年(1992)3月 法学部三島校舎廃止
- ♪ 5年(1993)9月 第9代総長に瀬在良男就任
 - ♪ 7年(1995)12月 農獣医学部を生物資源科学部と名称変更。大学院国際関係研究科博士後期課程設置
 - ♪ 8年(1996)9月 第10代総長に瀬在幸安就任
 - ♪ 10年(1998)12月 大学院グローバル・ビジネス研究科（ビジネススクール）設置（平成11年4月開設）
 - ♪ 10年(1998)12月 大学院総合社会情報研究科（通信制大学院）設置（平成11年4月開設）。国際関係学部国際交流学科・国際ビジネス情報学科増設（平成11年4月開設）。短期大学部専攻科食物栄養専攻新設（平成11年4月開設）
 - ♪ 11年(1999)4月 国際関係学部国際交流学科，国際ビジネス情報学科増設。短期大学部専攻科食物栄養専攻新設。短期大学部文学科（国文専攻・英文専攻），生活文化学科（生活文化専攻），商経学科（第二部）募集停止
 - ♪ 13年(2001)4月 短期大学部商経学科（第一部）を商経学科，生活文化学科食物栄養専攻を食物栄養学科と名称変更
 - ♪ 15年(2003)4月 日本大学三島中学校開校
 - ♪ 15年(2003)11月 法科大学院法務研究科設置（平成16年4月開設）
 - ♪ 15年(2003)12月 大学院国際関係研究科国際関係研究専攻博士前期課程1年コース設置（平成16年4月開設）
 - ♪ 16年(2004)4月 大学院法務研究科（ロースクール）設置
 - ♪ 17年(2005)4月 大学院総合科学研究科（総合研究大学院）設置
 - ♪ 17年(2005)9月 第11代総長に小嶋勝衛就任
 - ♪ 20年(2008)9月 第12代総長に酒井健夫就任
 - ♪ 23年(2011)4月 国際関係学部国際総合政策学科，国際教養学科設置。国際関係学部国際文化学科・国際交流学科・国際ビジネス情報学科学生募集停止
 - ♪ 23年(2011)9月 第13代総長に大塚吉兵衛就任
 - ♪ 25年(2013)4月 短期大学部商経学科をビジネス教養学科と名称変更。総長制から学長制に移行
 - ♪ 28年(2016)4月 危機管理学部危機管理学科，スポーツ科学部競技ス

スポーツ学科開設

- 平成28年(2016)12月 日本大学教育憲章の制定
- ♪ 29年(2017)4月 日本大学認定こども園を開園
 - ♪ 29年(2017)12月 学校法人日出学園と準付属契約を締結
 - ♪ 31年(2019)4月 日出中学校・高等学校・幼稚園が目黒日本大学中学校・高等学校・幼稚園と校名変更
- 令和元年(2019)10月 創立130周年記念式典を挙行
- ♪ 2年(2020)9月 第14代学長に加藤直人就任
 - ♪ 4年(2022)7月 第15代学長に酒井建夫就任
 - ♪ 5年(2023)4月 生物資源科学部を改組し新学科体制に移行。大学院危機管理学研究科，大学院スポーツ科学研究科設置。日本大学ダイバーシティ推進宣言を表明
 - ♪ 5年(2023)10月 日本大学違法薬物追放宣言を表明
 - ♪ 6年(2024)4月 第16代学長に大貫進一郎就任

日本大学三島高等学校・中学校沿革

- 昭和32年12月 大学付属高校として日本大学三島高等学校設置認可
- ♪ 33年4月 本校創設 初代日本大学三島高等学校長に角田陽六就任
 - ♪ 33年9月 校舎2号館竣工 鉄筋コンクリート3階建 (2,303.94平方米)
 - ♪ 34年1月 普通科女子増設認可
 - ♪ 34年4月 普通科女子増設
 - ♪ 35年9月 校舎3号館(時計台付)竣工 鉄筋コンクリート4階建 (2,514.41平方米)
 - ♪ 36年2月 「希望の森」の碑建立
 - ♪ 36年3月 第1回卒業式挙行
 - ♪ 36年4月 工業に関する学科(土木科・建築科・機械科・電気科)付設
 - ♪ 37年3月 鋳鍛造工場竣工 鉄骨スレート平屋建 (463.32平方米)
 - ♪ 37年7月 機械工場竣工 鉄骨スレート平屋建 (1,584.00平方米)
 - ♪ 38年5月 校舎6号館竣工 鉄筋コンクリート3階建 (3,539.55平方米)
 - ♪ 38年9月 体育館竣工 鉄骨モルタル2階建 (635.94平方米)
 - ♪ 38年10月 大講堂竣工 鉄筋コンクリート2階建 (2,115.80平方米)
 - ♪ 39年4月 第2代日本大学三島高等学校長に玉津徳太郎就任
 - ♪ 39年6月 プール竣工 (50×25メートル)
 - ♪ 41年5月 日本大学山中月見丘寮竣工 木造2階建 (4,649.38平方米)
 - ♪ 41年6月 校舎8号館竣工 鉄筋コンクリート4階建 (4,599.78平方米)
 - ♪ 44年4月 校舎5号館竣工 鉄筋コンクリート4階建 (5,939.89平方米)
 - ♪ 44年10月 「希望の像」建立
 - ♪ 46年10月 「思索の像」建立
 - ♪ 47年4月 新体育館竣工 鉄筋コンクリート3階建 (2,743.97平方米)
 - ♪ 48年4月 校舎5号館3階教室にコンピューター設置
 - ♪ 49年7月 建築科実習工場に万能材料試験機設置
 - ♪ 49年10月 校舎7号館3階LL教室に集団指導、効果判定装置(アナライザー)設置
 - ♪ 50年9月 「自由の像」建立
 - ♪ 52年11月 玉津徳太郎教授、文理学部(三島)次長との兼務を解いたこ

- とにより第3代日本大学三島高等学校長に橘和彦就任
- 昭和53年9月 本校創設20周年記念式典挙行
- ♪ 55年4月 第4代日本大学三島高等学校長に北岡功就任
 - ♪ 55年4月 工業に関する学科（土木科・建築科・機械科・電気科）募集を停止
 - ♪ 57年2月 「工業科記念碑」建立
 - ♪ 57年3月 工業に関する学科（土木科・建築科・機械科・電気科）廃止
 - ♪ 63年4月 普通科（特別進学クラス）設置
- 平成元年1月 日本大学三島高等学校校歌発表会挙行
- ♪ 元年2月 本校創設30周年記念集会開催
 - ♪ 元年4月 普通科（文理クラス）設置
 - ♪ 元年10月 日本大学創立100周年記念式典挙行
 - ♪ 2年7月 校舎14号館（高等学校本館）竣工
 - ♪ 3年9月 第5代日本大学三島高等学校長に葉袋邦明就任
 - ♪ 5年4月 第6代日本大学三島高等学校長に戸花時保就任
 - ♪ 6年4月 新1年生より男女共学制実施
 - ♪ 7年12月 校舎3・6号館渡り廊下及び便所棟竣工
 - ♪ 8年1月 第3体育館竣工
 - ♪ 8年3月 第6代校長戸花時保逝去のため国際関係学部長秋山正幸が校長事務取扱を兼務
 - ♪ 8年5月 秋山正幸校長事務取扱を解いたことにより第7代日本大学三島高等学校長に山内昭二就任
 - ♪ 12年4月 第8代日本大学三島高等学校長に佐々木久信就任
 - ♪ 13年4月 普通科（国際クラス）設置
 - ♪ 14年9月 全天候舗装（公認）陸上競技場竣工
 - ♪ 15年3月 日本大学三島中学校設置認可
 - ♪ 15年4月 日本大学三島中学校開校
 - ♪ 15年4月 第9代日本大学三島高等学校長・初代日本大学三島中学校長に北島肇就任
 - ♪ 16年4月 普通科（文理クラス）を（進学クラス）へ統合
 - ♪ 17年4月 第10代日本大学三島高等学校長・第2代日本大学三島中学校長に高桑豊就任

- 平成21年4月 第11代日本大学三島高等学校長・第3代日本大学三島中学校長に仁藤芳治就任
- ♪ 21年8月 校舎A・B棟竣工
 - ♪ 21年10月 高等学校創設50周年記念式典挙行
 - ♪ 23年3月 校舎C棟竣工
 - ♪ 23年9月 部室棟及び渡り廊下竣工
 - ♪ 24年10月 第11代日本大学三島高等学校長・第3代日本大学三島中学校長仁藤芳治が定年により退任のため日本大学国際関係学部長佐藤三武朗が校長事務取扱を兼務
 - ♪ 25年1月 佐藤三武朗校長事務取扱を解いたことにより第12代日本大学三島高等学校長・第4代日本大学三島中学校長に津幡晴樹就任
 - ♪ 26年11月 グラウンド 人工芝に改修
 - ♪ 27年4月 第12代日本大学三島高等学校長・第4代日本大学三島中学校長津幡晴樹が定年により退任のため日本大学三島高等学校長・日本大学三島中学校長に日本大学国際関係学部長渡邊武一郎が校長事務取扱を兼務
 - ♪ 28年6月 桜アリーナ竣工
 - ♪ 30年6月 高等学校創設60周年記念イベントギネス世界記録達成
- 令和4年4月 4コース（総合進学コース・アカデミックコース・グローバル留学コース・アスリートコース）設置
- ♪ 6年4月 渡邊武一郎校長事務取扱を解いたことにより第13代日本大学三島高等学校長・第5代日本大学三島中学校長に竹中朝崇就任

日本大学三島高等学校学則（抜粋）

第1章 総 則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、その趣旨に従い、日本大学建学の精神に基づき、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、人間として調和のとれた生徒の育成を目指し、高等普通教育を施すことを目的とする。

2 前項の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- ① 中学校における教育の成果を更に発展拡充させて、文化の創造と民主的な国家及び社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる人物としての必要な資質を養うこと。
- ② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- ③ 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努め、自律の精神と社会連帯の精神及び責任を重んずる態度を養い、道徳的実践力を高めること。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で休日とされる日

日本大学創立記念日 10月4日

学年始休業日 4月1日から4月5日まで

夏季休業日 7月21日から8月31日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

学年末休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

第4章 教育課程及び授業日時数

第9条 本校の教育課程は、併設する日本大学三島中学校との協議を経て、別表（第一）に定める各教科・科目及び特別活動により編成する。

第10条 第7条に定めた休業日以外は、これを授業日とする。

第11条 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とする。

第5章 学習評価及び卒業等

第12条 成績は、定期に行う試験と日常の学習状況とを総合して判定評価する。

第13条 各学年の課程の修了は、前条の成績に基づき、学年末に校長がこれを認定する。

第14条 本校所定の全課程を修了して、卒業資格を認められた生徒には、卒業証書を授与する。

第15条 当該学年における所定の教育課程の修了を認定することができなかつた生徒については、原級にとどめおくことがある。

第6章 入学・退学・転学・留学及び休学等

第16条 学籍に関する用語の定義は次のとおりとする。

- ① 転入学とは、本校以外の高等学校に在籍する者が本校の相当学年に入学すること。
- ② 編入学とは、異なる種類の学校や外国からの帰国者等が、第1学年当初の入学時以外の時期に入学すること。

- ③ 再入学とは、本校を中途退学した者が本校の学年に再び入学すること。
- ④ 留学とは、校長が教育上有益と認め、外国の高等学校において、一定期間修学すること。
- ⑤ 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、一定期間修学しないこと。
- ⑥ 復学とは、休学期間満了によって、再び修学のため休学前の学年に復帰すること。

2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中で転編入学を許可することがある。

第17条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- ① 中学校、これに準ずる学校、義務教育学校を卒業した者、及び中等教育学校の前期課程を修了した者
- ② 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第18条 本校に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

第19条 本校に編入学することができる者は、相当年齢に達し、かつ、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第20条 入学を希望する者に対しては、選抜を行い、校長が入学を許可する。ただし、日本大学三島中学校から入学を希望する者については、選抜を行わずに入学を許可することができる。

第21条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の必要書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

第22条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに誓約書その他の書類に入学金、授業料等を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続が指定の期日までに行われないうときは、入学の許可を取り消すことがある。

第23条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を

明記し、願い出て許可を受けなければならない。

第24条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

第25条 生徒が留学するときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならない。

なお、留学期間は、原則として1か年以内とする。また、留学に関する事項は、別に定めるものとする。

第26条 生徒が休学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間は、1か年以内とする。

第27条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、必要書類を添え願い出て許可を受けなければならない。

第28条 生徒が病気その他やむを得ない理由で欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒又はその同居人が感染症にかかり又はそのおそれがあるときは、その生徒に対して出席停止を命ずることがある。

第7章 保護者及び保証人

第29条 保護者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- ① 親権者・後見人
- ② 成年者で独立の生計を営む者

第30条 本校は、保護者のほか独立の生計を営む成年者を保証人として定めることができる。

第31条 保護者及び保証人が転籍・転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

第9章 入学検定料・入学金及び授業料等

第34条 入学検定料・入学金及び授業料等は、所定の期日までに、それぞれ納入しなければならない。

第35条 生徒は、在学中出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日まで
に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、これを減
免することができる。

- ① 日本大学三島高等学校授業料減免規程による場合
- ② その他別の規定に定める場合

3 休学及び留学を許可された生徒の、休学及び留学期間中の授業料等
の取扱いについては、別に定める。

第36条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月
以上滞納した者は、退学させることがある。

第37条 既納の金員は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、退学の場合は授業料等の一部を別の規定
の定めるところにより、返還することができる。

第10章 賞 罰

第38条 校長は、次の各号の一に該当する者を表彰することができる。

- ① 学業・品行ともに優れ、他の模範になると認められた者
- ② 顕著な善行又は功績があつて、他の模範になると認められた者

第39条 生徒が本校の諸規則等を守らず、その本分にもとる行為があつたと
きは、懲戒を行うことがある。

2 懲戒は、訓告・停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者については、退学させることができる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなく出席常でない者
- ④ 学校の秩序を著しく乱した者
- ⑤ その他生徒としての本分に著しく反する行為のあつた者

第40条 故意又は過失により校舎、校有物をき損又は滅失した者には、その
全部又は一部を賠償させることがある。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

教務部から

日課表について

日課表

開始	終了	1 限登校	2 限登校
8:25	8:35	S H R	
8:40	9:30	1 時限	
9:30 9:25	9:40 9:35	休憩	S H R
9:40	10:30	2 時限	2 時限
10:30	10:40	休憩	休憩
10:40	11:30	3 時限	3 時限
11:30	11:40	休憩	休憩
11:40	12:30	4 時限	4 時限
12:30	13:10	昼休み	昼休み
13:10	13:15	休憩	休憩
13:15	14:05	5 時限	5 時限
14:05	14:15	休憩	休憩
14:15	15:05	6 時限	6 時限
15:05	15:15	休憩	休憩
15:15	16:05	7 時限	7 時限
16:05	16:15	S H R	S H R

※ 1 時限目登校は、8:25着席完了とする。

※ 2 時限目登校は、9:25着席完了とする。

日課表 (短縮日課)

開始	終了	1 限登校	2 限登校
8:25	8:35	S H R	
8:40	9:20	1 時限	
9:20 9:15	9:30 9:25	休憩	S H R
9:30	10:10	2 時限	2 時限
10:10	10:20	休憩	休憩
10:20	11:00	3 時限	3 時限
11:00	11:10	休憩	休憩
11:10	11:50	4 時限	4 時限
11:50	12:30	昼休み	昼休み
12:30	12:35	休憩	休憩
12:35	13:15	5 時限	5 時限
13:15	13:25	休憩	休憩
13:25	14:05	6 時限	6 時限
14:05	14:15	休憩	休憩
14:15	14:55	7 時限	7 時限
14:55	15:00	S H R	S H R

※ 1 時限目登校は、8:25着席完了とする。

※ 2 時限目登校は、9:15着席完了とする。

※ 令和 8 年度より本校はコース・曜日によって時差登校となります。詳細は、時間割を確認してください。土曜日は、2 限～4 限の登校となります。

試験（1年次）について

前 期	後 期
4月 スタディサポート 4月 基礎学力到達度テスト	10月 校内実力テスト
5月 単元別テスト	11月 単元別テスト
6月・7月 前期中間試験	12月 後期中間試験
8月 課題確認テスト・実力テスト	1月 チャレンジ模試
9月 前期期末試験	2月 学年末試験

*入学後「令和8年度年間行事予定」を配付します。

アカデミックコースについて

アカデミックコースの教育課程（P.23参照）は、大学入学共通テスト受験を前提とした課程となっています。アカデミックコースは、中学校の成績と入学試験の結果等を総合的に判断した上で、合格発表時にクラス指定をしています。

アカデミックコースは、高い目的意識と学習意欲・モチベーションを維持するために、2学年進級時にクラス再編制を行っています。1年次の学習成績の状況や進路希望等を考慮して、総合進学コースへの変更を認めています。

進路面では、大学入学共通テストや一般入試対策等を重視し、国公立大学や難関私立大学への進学を目指した指導を行います。そのため、3年間、進研模試などの各種模試を受験し、実力を確認しながら、「確かな学力」の養成を図っていきます。

教育課程について

本校では、一人ひとりの能力を生かすために、普通科の教育課程を4つのコースにわけ、それぞれ特色ある指導をしています。

総合進学コース P.21の教育課程 アスリートコース P.22の教育課程
アカデミックコース P.23の教育課程 グローバル留学コース P.24の教育課程

*入学後に、「学習シラバス」を全員に配付します。教育課程の具体的展開等が記載されていますので活用してください。

令和8年度 教育課程

(1) 総合進学コース

教科	科目	標準 単位	必修 科目	1年	2年			3年		
					文系		理系	文系		理系
					公民	地歴		公民	地歴	
国語	現代の国語	2	★	2						
	言語文化	2		3						
	論理国語	4				2		3	2	
	文学国語	4								
	国語表現	4								
	古典探究	4								
	文学特講(学校設定科目)	1			3		2	3	2	
地理歴史	地理総合	2	★	2						
	地理探究	3								
	歴史総合	2		2	※	4		※	6	
	日本史探究	3								
	世界史探究	3				※	4		※	6
	資料講読(学校設定科目)	2				※	4		※	6
公民	政治・経済	2	★	2	2	2				
	倫理	2		2			4			
	政治	2		2			4			
数学	数学Ⅰ	3	★	3						
	数学Ⅱ	4		4	5					
	数学Ⅲ	3						6		
	数学A	2		3						
	数学B	2		2	3					
	数学C	2					2	3		
	数学特講(学校設定科目)	4					4			
理科	科学と人間生活	2	★							
	物理基礎	2		2						
	化学基礎	4				※	4		※	4
	生物基礎	4		2		※	4		※	4
	化学	4								
	生物	4				※	4		※	4
	地理	4								
理科特講(学校設定科目)	3						3			
保健体育	体育	7~8	★	2	2	2	3	3		
	保健	2		1	1	1				
芸術	音楽Ⅰ	2	★	※	2					
	音楽Ⅱ	2								
	音楽Ⅲ	2								
	美術Ⅰ	2		※	2					
	美術Ⅱ	2								
	美術Ⅲ	2								
	書道Ⅰ	2								
書道Ⅱ	2									
書道Ⅲ	2									
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	★	3						
	英語コミュニケーションⅡ	4			4					
	英語コミュニケーションⅢ	4					4	4		
	論理・表現Ⅰ	2		2						
論理・表現Ⅱ	2		2	2						
論理・表現Ⅲ	2				4	4				
家庭情報	家庭基礎	2	★		2	2				
	家庭総合	4								
情報	情報Ⅰ	2	★	2						
	情報Ⅱ	2								
総合的な探究の時間		3~6	★	1	1	1	1	1		
合計				3.2	3.2	3.2	3.2	3.2		
留学										
特別活動		3	★	1	1	1	1	1		
ホームルーム活動										

- 備考 1 上記の教育課程は、総合進学コースに適用する。
 2 ★は必修科目、※は選択科目を示す。
 3 2年理系生物選択者は、1学期まで「生物基礎」を6単位で行い、2学期から「生物」を6単位で行う。
 4 2年文系公民選択者は、1学期まで「公共」を6単位で行い、2学期から「倫理」を3単位、「政治・経済」を3単位で行う。
 5 この教育課程表は令和4年度入学生より適用する。

令和8年度 教育課程

(2) アスリートコース

教科	科目	標準 単 位	必修 修 目	1年	2年		3年	
					文 系	理系	文 系	理系
					公民	地歴	公民	地歴
国語	現代の国語	2	★	2				
	国語文化	2		2				
	国語論	4						
	国語学	4		2	2	3	2	
	国語表現	4						
地理歴史	古語探検	4	★					
	地理探検	2						
	地理歴史	3						
	日本史探検	2		2	※3		※6	
	世界史探検	3						
公民	資料講読(学校設定科目)	2	★					
	公民	2						
	倫理	2		1			4	
	政治・経済	2		2			4	
	数学I	3						
数学	数学II	4	★	3				
	数学III	3						
	数学A	2						
	数学B	2		4	5			6
	数学C	2						
理科	数学特講(学校設定科目)	4	★					
	科学と人間生活	2						
	物理基礎	2		2				
	化学基礎	2				※4		※4
	生物基礎	2				※4		※4
保健体育	生物基礎	2	★					
	地学基礎	2						
	理科特講(学校設定科目)	3						
	体育	7~8		3	3	2	3	3
	保健	2		1	1	1		
芸術	音楽I	2	★	※2				
	音楽II	2						
	音楽III	2						
	美術I	2		※2				
	美術II	2						
外国語	美術III	2	★					
	書道I	2						
	書道II	2						
	書道III	2						
	英語コミュニケーションI	3		3				
家庭情報	英語コミュニケーションII	4	★					
	英語コミュニケーションIII	4						
	論理・表現I	2		2				
	論理・表現II	2						
	論理・表現III	2						
スポーツ 教育(学校 設定教科)	家庭基礎	2	★					
	家庭総合	4		2	2			
	情報	2						
	情報	2		2				
	スポーツ科学I	1		1				
総合的 な探 究の 時 間	スポーツ科学II	1	★					
	アスリート学	1		1	1	1	1	1
	総合的探究の時間	3~6		1	1	1	1	1
	留學			3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
	特別活動	3		★	1	1	1	1

- 備考
- 上記の教育課程は、アスリートコースに適用する。
 - ★は必修科目、※は選択科目を示す。
 - 芸術の選択科目を指定する場合がある。
 - 2年文系コースは基本的に「地理探究」を選択科目とする。なお、公民を選択した場合は、1学期まで「公共」を5単位で行い、2学期から「倫理」を2単位、「政治・経済」を3単位で行う。
 - 2年・3年理系は基本的に総合進学コースで授業を受ける。なお、理科の選択科目を指定する場合がある。
 - この教育課程表は令和4年度入学生より適用する。

令和8年度 教育課程

(3) アカデミックコース

教科	科目	標準 単位	必修 科目	年						
				1年	2年		3年			
					文系	理系	文系	理系		
国語	現代の国語	2	★	2						
	言語文化	2		3						
	論理国語	4			2	2	3	2		
	文学国語	4								
	国語表現	4								
	古典探究	4				4	2	3	2	
文学特講(学校設定科目)				1~2	1		1	1		
地理歴史	地理総合	2	★	2						
	地理探究	3								
	歴史総合	2		2						
	日本史探究	3			※	5	※	5		
	世界史探究	3			※	5	※	5		
	資料講読(学校設定科目)	2					※	2		
公民	公民	2	★		2	2				
	倫理	2								
	政治・経済	2					※	2	※	2
数学	数学Ⅰ	3	★	4						
	数学Ⅱ	4			4	5				
	数学Ⅲ	3						5		
	数学A	2		3						
	数学B	2			2	3				
	数学C	2						3	2	
	数学特講(学校設定科目)	2						2		
理科	科学と人間生活	2	★	2						
	物理基礎	2								
	物理	4				3		※	4	
	化学基礎	2		2						
	化学	4				3			4	
	生物基礎	2		2		2			※	4
生物	4									
地理学	4									
理科特講(学校設定科目)				2			※	2	※	2
保健体育	体育	7~8	★	2	2	2	3	3		
	保健	2		1	1	1				
芸術	音楽Ⅰ	2	★	※	2					
	音楽Ⅱ	2								
	音楽Ⅲ	2								
	美術Ⅰ	2		※	2					
	美術Ⅱ	2								
	美術Ⅲ	2								
	書道Ⅰ	2								
	書道Ⅱ	2								
	書道Ⅲ	2								
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	★	3						
	英語コミュニケーションⅡ	4			4	4				
	英語コミュニケーションⅢ	4						5	4	
	論理・表現Ⅰ	2		3						
	論理・表現Ⅱ	2			3	3				
	論理・表現Ⅲ	2						3	3	
英語特講(学校設定科目)				2			※	2		
家庭	家庭基礎	2	★		2	2				
	家庭総合	4								
情報	情報Ⅰ	2	★	2						
	情報Ⅱ	2								
総合的な探究の時間				3~6	1	1	1	1	1	
合計					3.4	3.5	3.5	3.3	3.3	
特別活動	ホームルーム活動	3	★	1	1	1	1	1		

- 備考 1 上記の教育課程は、アカデミックコースに適用する。
 2 ★は必修科目、※は選択科目を示す。
 3 3年文系は「資料講読」か「政治・経済」を選択、「理科特講」か「英語特講」を選択する。3年理系は「政治・経済」か「理科特講」を選択する。
 4 この教育課程表は令和4年度入学生より適用する。

令和8年度 教育課程

(4) グローバル留学コース

教科	科目	標準 単位	必修 科目	2年		3年		
				1年	文系	理系	文系	理系
					公民		地歴	
国語	現代の国語	2	★	2				
	言語文化	2		3				
	論理国語	4		(2)	(2)	3	(2)	
	文学国語	4						
	国語表現	4						
	古典探究	4		(3)	(2)	3	(2)	
	文学特講(学校設定科目)	1		(1)				
地理歴史	地理総合	2	★	2				
	地理探究	3						
	歴史総合	2		2				
	日本史探究	3						
公民	世界史探究	3	★		(4)		5	
	資料講読(学校設定科目)	2					2	
	公民総合	2		(2)	(2)			
数学	倫理	2	★					
	政治・経済	2						
	数学Ⅰ	3		3				
	数学Ⅱ	4		(4)	(5)	4		
	数学Ⅲ	3						(6)
	数学A	2		3				
	数学B	2		(2)	(3)	2		
数学C	2				(2)	(3)		
理科	数学特講(学校設定科目)	4	★				(4)	
	科学と人間生活	2		2				
	物理基礎	2						
	化学基礎	4		2		※(4)		※(4)
	化学	2						
	生物基礎	4		2	(2)	※(4)	(2)	※(4)
	生物	4						
	地学基礎	2				※(4)		※(4)
	地学	4						
	理科特講(学校設定科目)	3						(3)
保健体育	体育	7~8	★	2	(2)	(2)	3	(3)
	保健	2		1	(1)	(1)		
芸術	音楽Ⅰ	2	★		※(2)	※(2)		
	音楽Ⅱ	2						
	音楽Ⅲ	2						
	美術Ⅰ	2			※(2)	※(2)		
	美術Ⅱ	2						
	美術Ⅲ	2						
	書道Ⅰ	2						
	書道Ⅱ	2						
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	★	3				
	英語コミュニケーションⅡ	4		(4)	(4)	3		
	英語コミュニケーションⅢ	4					3(6)	(4)
	論理・表現Ⅰ	2		2				
	論理・表現Ⅱ	2		(2)	(2)	2		
	論理・表現Ⅲ	2					2(4)	(4)
	英会話(学校設定科目)	1		1				
家庭情報	家庭総合	2	★		(2)	(2)		
	家庭	4						
グローバル教養(学校設定教科)	情報Ⅰ	2	★	2				
	情報Ⅱ	2						
総合的な探究の時間	異文化理解	1	★	1				
	国際理解	1		(1)	(1)			
	言語理解	1					1	(1)
留學	総合的な探究の時間計	3~6	★	1	(1)	(1)	1	(1)
	留學	3		3.2	(3.5)	(3.5)	3.4	(3.3)
特別活動	総合的な探究の時間計	3	★		3.6	3.6		
	ホームルーム活動	3		1	(1)	(1)	1	(1)

- 備考
- 1 上記の教育課程は、グローバル留学コースに適用する。
 - 2 ★は必修科目、※は選択科目を示す。
 - 3 2年は留学のため、3.6単位を一括認定する。
 - 4 2年・3年の()付きの課程は、留学が実施されない場合に適用する。なお、芸術の選択科目を指定する場合がある。
 - 5 2年・3年の理系は基本的に総合進学コースで授業を受ける。なお、理科の選択科目を指定する場合がある。
 - 6 3年の「英語コミュニケーションⅡ」「論理・表現Ⅱ」は9月までそれぞれ6単位、4単位で行い、10月以降「英語コミュニケーションⅢ」「論理・表現Ⅲ」を行う。
 - 7 この教育課程表は令和4年度入学生より適用する。

I 単位認定の基準

単位を修得するためには次の条件を備えていなければならない。

- 1) 出席時数が各教科科目とも所定の授業時数の $\frac{2}{3}$ 以上であること。
- 2) 各教科科目については、学年成績評価が評定2以上であること。

II 進級基準

- 1) 進級するためには、次の条件を備えていなければならない。
 - ① 出席日数が、年間出席すべき日数の $\frac{2}{3}$ 以上であること。
 - ② 特別活動に出席して、満足できる成果を収めていること。
- 2) 当該学年における所定の教育活動の終了を認定することのできなかつたものについては、原級にとどめおくことがある。
- 3) 原級留置となったものは、当該学年の全科目について再履修しなければならない。

III 卒業判定基準

卒業するためには、本校所定の単位をすべて修得していなければならない。

IV 皆勤

3か年間を通じて、欠席、遅刻、早退、欠課が皆無の生徒は、3か年終了時に表彰することができる。

【届及び願いの方法】 ※各種書式はP.73の二次元コードより入手してください。

- 1 異装の場合は、許可願に理由を記入し、学級担任及び係の許可を得ること。
- 2 治療その他止むを得ず校外に出る場合は、学級担任及び係の許可を得ること。
- 3 授業に遅刻した生徒は、職員室で報告用紙に記入し、その後教科担任に報告し、授業を受けること。
- 4 早退しようとする生徒は、事前に判明している時は、保護者から担任に説明し、その朝のホームルームで学級担任の許可を得ること。突然の場合は学級担任、若しくは教科担任に許可を得ること。
- 5 欠席・欠課をする生徒は、事前に所定の手続きを取ること。

- 6 忌引の生徒は、当日必ず学校に連絡をし、後日ただちに学校指定の忌引届を学級担任に提出すること。(届は必ず保護者又は保証人自筆のものであること)
- 7 親族の葬儀のための欠席は忌引とし、出校すべき日数からその日を省き欠席とはしない。
 - (1) 忌引の日数は、次の通りとする。
一親等7日、二親等3日、左記以外1日。
 - (2) 忌引の日数は、本人が訃報に接した日より起算する。
 - (3) 前項の日数内に葬儀を行わない場合は、葬儀の当日もこれを認める。
 - (4) 葬儀が遠隔地のため定めた日数で不足のときは、往復に要する日数を加算することができる。
- 8 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引等は、所定の手続きを取り、連絡を入れること。
- 9 保証人・生徒の住所の移動が生じた場合は、保護者より所定の届を学級担任を経て学校長に提出をすること。
- 10 休学・退学・復学の場合は、所定の様式の願を学級担任を経て学校長に提出をすること。
- 11 校内に掲示又は印刷物を配付する場合は、学級担任又は部顧問を経て、生徒会指導主任の許可を受けること。
- 12 外部団体への加入・行事参加・応募、又は外部団体を校内に招待する場合は、それぞれ許可願を学級担任又は部顧問を経て、学校長の許可を受けること。
- 13 校内において集会をしようとする場合は事前に集会、施設使用許可願を学級担任又は、部顧問を経て、生徒会指導主任の許可を受けること。
- 14 海外旅行をする場合は、事前に学級担任に申し出て所定の手続きをすること。
- 15 校内において、公共物等の紛失又は破損をした場合は、その届を学級担任に提出しなければならない。
- 16 校内における傷害事故の当事者は、必ず事故届を学級担任に提出しなければならない。
- 17 学費を分割納入しようとするものは事務課へ所定の「分納許可願」を提出すること。

生活指導部から

『自由と規律』という校訓のもと、本校の生活規定を守り、校外においても本校生徒としてのプライドをもって、有意義な高校生活を送ってください。

生活心得

1 服装

男子制服

【冬服】

- (1) 学校制定のブレザー・(ベスト)・冬用スラックスを着用する。ブレザーには指定の学年識別バッジを付ける。
- (2) 学校制定のシャツ、ネクタイを着用すること。
- (3) 学校制定の黒牛革ベルトを着用すること。
- (4) 白のソックスを着用する(マークはワンポイントまで許可する。踝の見えるソックスは不可)。

【夏服】

- (1) 学校制定のシャツ又は学校制定のポロシャツ(略装：紺色又は白色)に夏用スラックスを着用する。
- (2) 学校制定のベルトを着用すること。
- (3) 白のソックスを着用する(マークはワンポイントまで許可する。踝の見えるソックスは不可)。

女子制服

【冬服】

- (1) 学校制定のブレザー・冬用ベスト・冬用スカート(冬用スラックス)を着用する。ブレザーには指定の学年識別バッジを付ける。
《※スカート丈は膝頭にかかる程度とする。腿は見えない。》
- (2) 学校制定のシャツ、ネクタイを着用する。
- (3) 学校制定の黒色ソックスを着用する。黒のタイツの着用を認める。
※スラックス着用時は学校指定のソックス又は男子同様のソックスを着用する。

【夏服】

- (1) 学校制定のシャツに夏リボン・夏用ベスト又は学校制定のポロシャツ（略装：紺色又は白色）・夏用スカート（夏用スラックス）を着用する。

《※スカート丈は膝頭にかかる程度とする。腿は見えない。》

- (2) 学校制定の白色ソックスを着用する。

※スラックス着用時は学校制定のソックス又は男子同様のソックスを着用する。

セーター・マフラー等

- (1) 気候に応じて学校制定のセーターを着用できる。ただし登下校時はブレザーを着用すること。
- (2) マフラー、手袋等は華美でないものとする。

コート（任意）

- (1) 気候に応じて学校制定のピーコートを着用できる。個人の防寒着を着用する場合は黒色または紺色で、無地またはそれに準ずる防寒着とし、ブレザーを着用した上で着用する。パーカーやスウェット等のトレーナー生地ものは不可とする。

部活動生徒

- (1) 休日等の登校日ではない活動日については、登下校の服装として部活動指定のウェアの着用を認める。

2 通学靴

- (1) 通学靴は、学校制定の革靴とする。
- (2) 雨天時は、学校制定のクラリーノ製黒靴を使用してもよい。

3 通学鞆

- (1) 登下校時には、学校制定の通学バッグ、または、学校制定のリュックを使用する。また、補助として各部活動指定バッグの使用も認める。

4 頭 髪

- (1) 清潔で品位ある端正な髪型とし、乱髪にせず、整髪すること。
- (2) いたづらに流行を追った極端に技巧を凝らした髪型や、染色・パーマ・メッシュ・脱色等は禁止する。
- (3) 男子
 - ① 前髪は眉毛全体にかからないこと。
 - ② 横髪は下に垂らした状態で耳にかからないこと。

- ③ 後髪はブレザーの襟にかからないこと。
- (4) 女子
 - ① 前髪は眉毛全体にかからないこと。
 - ② 髪がブレザーの襟下まで伸びたら、ゴム紐で束ねる。色は黒・茶・紺を基本とする。

5 化粧・アクセサリー等

- (1) 眉毛を短くしたり細くしたりしてはならない。
- (2) 化粧・カラーコンタクト・まつ毛のエクステ・パーマ等をしてはならない。
- (3) アクセサリー等を着用してはならない。
- (4) 爪にマニキュアをしたり、不自然に伸ばしたりしてはならない。

6 所持品

- (1) 身分証明書は常に携帯すること。
- (2) 学用品には必ず、学年・組・氏名を記入すること。
《※落とし物・忘れ物については学校で保管し、各学期ごとに処分する。》
- (3) ナイフ等の危険物・漫画本・雑誌・化粧品・ゲーム機・ドライヤー等、学校生活に不必要なものは持ち込まないこと。
- (4) スマートフォン等を構内に持ち込むことは可能であるが、スマートフォンの電源を切り、通学用バッグ又は個人用ロッカーに入れる。キャッシュレス決済を行う場合に限り、使用を認める。

7 自転車

- (1) 通学用自転車許可ステッカーを貼付し、記名のうえ、駐輪の際は二重に施錠すること。
- (2) 雨天の場合は雨合羽を着用し、傘をさしての片手運転は絶対にしてはならない。
- (3) 特定小型原動機付自転車乗車や免許取得は禁止とする。
- (4) 原動機付自転車の免許取得は禁止とする。

8 校内生活

- (1) 時差登校を厳守し、(8時25分／9時25分教室着席完了とする。ただし自転車通学者は8時15分／9時15分までに門を通過する。)登校後は許可なく構外に出てはならない。
- (2) 構内においてスマートフォン等を使用してはならない。
ただし、キャッシュレス決済に限り(タブレットを含む)使用を認め

- る。その際は、自動販売機前およびコンビニ内に限って使用すること。
- (3) 生徒相互間において、金銭の貸借をしてはならない。
 - (4) 放課後の諸活動は、原則18時をもって終了し直ちに下校すること。部活動等時間外については、当該教師の指導の下で行うこと。ただし、図書室は19時まで利用できる。
 - (5) Study Design Center を利用する場合、指定教室で21時まで学習することができる。
 - (6) 部活動は、規程の下校時刻（19時30分）を厳守すること。規定時間の延長は、1時間以内（20時30分）とする。
 - (7) 授業において、申し出や許可なく学業を怠る行為（怠業）、または授業を抜け出す行為をしてはならない。
 - (8) 電話による生徒の呼び出しには、緊急の場合を除いて応じない。

9 校外生活

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用等は厳禁とする。
- (2) パチンコ店等、青少年健全育成上相応しくない場所への出入りを厳禁とする。
- (3) 夜間の時間帯に遊技場等への出入りを厳禁とする。

学校生活規定

- 1 校則を守り、常に生徒としての気品を保つこと。
- 2 言語動作を上品にし、教職員・生徒間はもちろんのこと、来訪者に対しても常に礼儀を重んじること。

I 学習に関する規定

1 学習方法

毎日の学習を円滑に行うため、朝学習の目的を理解し、積極的に取り組まなければならない。

各科目の学習は、次のような諸点を守ることが必要である。

- (1) 各教科担任の指示及び学習シラバスに従い、常に予習復習を行い、毎日の授業の見通しをつけること。
- (2) 休憩時間と授業時間のけじめをつけ、始業開始時間までに静かに着席して、教科担任を待つこと。

- (3) 基本的な事項は、よく学習し確実に身につけること。
- (4) 授業中は、教科担任の言葉や友人の発言・発表をよく理解し、疑問の点はただちに明らかにするよう心掛けること。
- (5) 宿題や課題は、確実に取り組み、提出期限を遵守すること。
- (6) 実験・実習の際には教科担任の指示に従い、器具・機材を大切に取り扱い、特に後始末を完全にすること。

2 試験に関する注意

- (1) 受験中は厳正にして、誤解を受けるような行為をしてはならない。不正行為のあった場合は、学則にてらして処分する。
- (2) 試験にあたっては、次の諸点を厳守すること。
 - ① 机の中には何も入れず、すべての持ち物は鞆の中に入れる。
 - ② 鞆は口を閉め、椅子の下、教室の後、廊下等に置く。
 - ③ 不必要な物（メモ等）を身に付けている場合は、内容にかかわらず不正行為とみなす。
 - ④ 筆入れ、下敷きは使用しない。
 - ⑤ 試験中は他人から物を借りない。
 - ⑥ 答案用紙に落書きをしない。
 - ⑦ 計算機の使用は許可された科目のみとする。
 - ⑧ 携帯電話・通信機能付き時計・タブレットは、電源を切って通学鞆にしまうか、ロッカーにしまうこと。
- (3) 試験開始5分前には着席していること。
- (4) 試験開始後20分過ぎた遅刻者は、欠席扱いとなる。
- (5) 試験1週間前から成績処理終了の日まで、職員室に許可なく入ってはならない。

II 通学に関する規定

- 1 通学順路を守ること。
- 2 電車・バスを利用する者は、公衆道徳を守り、他人の迷惑にならないよう行動すること。
- 3 前記の者で事故等のため遅延した場合は、遅延証明書（Web版）を担任に提示すること。
- 4 自転車で通学する者はあらかじめ通学時自転車利用登録申込書と、保険

に加入していることが証明されるものを提出し、許可を得ること。

Ⅲ 当番活動に関する規定

校内生活を自治的に運営するため週番・日直・清掃等の当番を設ける。

1 週番

- (1) 週番は、公共委員による校舎外週番、保健委員による保健週番、図書委員による図書週番、広報委員による新聞週番からなり、各委員の輪番制によって行う。
- (2) 校舎外週番は、登校時の交通指導、服装点検、挨拶交換等を通して、校外の規律・風紀の維持に当たる。
- (3) 保健週番は、整理整頓の保持に当たるとともに、放課後は各教室及び特別清掃区域の清掃状況を点検する。
- (4) 図書週番は、図書室閲覧規定にもとづいて、図書室の運営を円滑にするため、図書の貸出し・返還・整理を行う。
- (5) 新聞週番は、各職員室に新聞を配付し、積極的に情報収集や社会に目を向けるよう呼びかける。
- (6) 各週番は、常に他の委員と連絡を取り、それぞれの任務を遂行する。
- (7) 各週番の週番長は、その日の週番活動終了の際、週番日誌を記入し、指導教員の点検を受ける。

2 日直

- (1) 学級全員が交替で行うが、各学級とも1日2名を原則とする。
- (2) 日直時間は、日課開始から終了までとする。
- (3) 日直の仕事は朝学習の準備・窓の開閉・清掃の確認と報告・学級日誌の記帳・その他学級で申し合わせた諸事項とする。

3 清掃当番

- (1) 学級全員が交替で行う。
- (2) 清掃は授業終了後速かに行う。
- (3) 終了後は、必ず学級担任の点検を受ける。

登下校の注意事項（登下校時・通学路について）

《歩行者・自転車共通》

○交通法規を遵守し、特に交差点・横断歩道では週番の教員の指導及び生

徒の誘導に従い、安全には細心の注意を払うこと。

○横に広がらず、一般の方とすれ違う際には、必ず道を譲るように心がけること。

○イヤホンまたは、スマートフォン等を使用しながらの登校を厳禁とする。

《歩行者》

○裾野・三島線を北進する際は、三島北高前の交差点以北は日本大学側を通行すること。やむを得ない場合は中学門前の横断歩道を使用せず、北側交差点の信号を横断すること。

《自転車利用者》

○通学用自転車許可ステッカーを貼る。

○必ず8時15分／9時15分までに入構すること。

○登校時は「臨時自転車通用口」を利用する。

その際にスピードを緩め、絶対に歩行者と接触しないように安全に留意する。

○構内における黄色の通行帯（A棟西側・北側）は原則自転車を降り、押して移動すること。

○自転車でピロティを通行（運転）してはならない。

○左側通行遵守し、自己判断で絶対に右側通行をしない。（特に東レ付近）

○万一、自動車や歩行者等と接触事故を起こした場合には、その場で確実に保護者・警察に連絡をし、その後状況を見て速やかに申し出ること。

《公共交通機関でのマナー》

○ホームにおいて、ふざけ合い・大声をあげる・地べたに座りこむなど他人に迷惑のかかる行為をしないこと。

○乗車の際は、きちんと整列し、降車する乗客を優先し、順序よく乗車する。

○乗車したら、入口付近にとどまらず奥に入ること。

○座席を独占せず、とくに高齢者や子供連れの人には、進んで席を譲ること。

○車中での態度（話題・服装・姿勢など）に注意し、本校生としての品位を保つこと。

○他校生との接触には十分注意し、トラブルを起こさないよう留意すること。

○車中でのスマートフォン等での通話は厳禁とする。

三島駅利用者及び自転車利用者通学順路確認図



自転車利用者に対する注意

登下校において自転車を利用する者は、通学時自転車利用登録申込書と保険加入の証明書のコピーを入学式当日にクラス担任の指示に従い提出すること。任意の保険加入を許可条件とする。安全確保のため、次の諸点を励行すること。

- ①自転車の管理については各自が十分注意すること。
 - （記名・二重ロック・駐輪場所・防犯登録・車体番号の控え記録・車籍標番号控え）
 - ・駐輪については、各市町村や各駅等が指定した場所・方法を厳守すること。
- ②通学に使用する自転車には、必ず本校指定の通学用自転車許可ステッカーを貼り、反射板をつけること。ステッカー・反射板をつける際は、次の諸点を守ること。
 - ・必ず貼ること。
 - ・ステッカーははっきり見える部分（後部泥よけ）に貼ること。
 - ・ステッカーがはかれた場合、標識の識別が困難な場合は、新しいものを購入すること。
 - ・反射板は前輪スポークにつけることとするが、両輪につけることが望ましい。
- ③自転車の整備・点検を定期的に行うこと。
 - ・荷物は必ず荷台または籠を用い、手持ち運転を禁ずる。
 - ・夜間における安全保持のため、夜光テープを貼ることが望ましい。（自転車店にあるので各自購入する。）
- ④交通事故・違反防止のため道路交通法を守り、次の諸点に注意すること。
 - ・スピードを出しすぎない。（自分の運転技術を過信しない。）
 - ・2人乗りをしない。
 - ・ヘッドホン、イヤホン等を付けない。
 - ・スマートフォン等を使用しない。
 - ・信号を守る。（交差点で右折するときは2段階右折）
 - ・道路の左側に沿って一列走行。（横に並ばない。）
 - ・夜間は必ずライトをつける。
 - ・雨天の場合は、必ずレインコートを着用する。（傘をさしての片手運転は禁止する。）
 - ・自動車には十分注意する。
 - ・高齢者や子供の飛び出しに注意する。
 - ・逆走しない。
- ⑤交通事故や自転車の盗難にあった場合は、ただちに警察に届け出るとともに、担任及び学年の生活指導係に申し出ること。
- ⑥8時15分／9時15分までに必ず、入構する。

制服の着用の仕方

制服の着用の仕方は、その人自身を表すものです。正しく制服を着用してください。

※成長に伴い、着用規定にそぐわなくなった場合、一年次は無償での修理が可能です。その際、修理願が必要になります。二年次以降の修理は有償になります。

[冬 服]



(男 子)

ブレザー（学年識別バッジを必ずつける。）

冬スラックス

ベルト（黒、校名入り）

長袖シャツ

冬ニットベスト（希望者のみ）

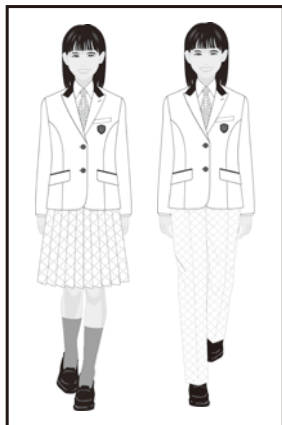
セーター（希望者のみ）

ネクタイ

ソックス

（白・市販されているもので^{くるぶし}踝より長いもの・ワンポイントがあるものでもよい。）

靴（黒、ローファータイプ。本校のイニシャル入り。）



(女 子)

ブレザー（学年識別バッジを必ずつける。）

冬スカート（冬スラックス）

（膝頭にかかる程度の長さとする。腿は見えない。）

長袖シャツ

冬ニットベスト

セーター（希望者のみ）

ネクタイ

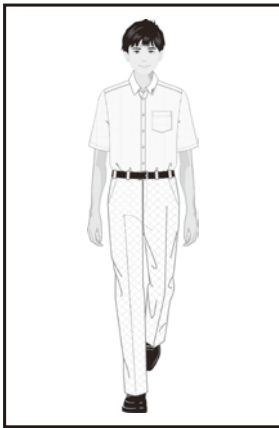
冬ハイソックス（黒・本校指定の物のみ。）

※冬スラックス着用時は男子と同様でもよい。

靴（黒、ローファータイプ。本校のイニシャル入り。）

[夏 服]

(男 子)



半袖シャツ(学年識別マーク入り)またはポロシャツ
夏スラックス

ベルト(黒, 校名入り)

ソックス

(白・市販されているもので^{くるぶし}踝より長いもの・ワンポイントがあるものでもよい。)

靴(黒, ローファータイプ。本校のイニシャル入り)

(女 子)



半袖シャツ(学年識別マーク入り)またはポロシャツ
夏スカート(夏スラックス)

(膝頭にかかる程度の長さとする。腿は見えない。)

夏ニットベスト

夏リボン

夏ソックス(白・本校指定の物のみ。)

※夏スラックス着用時は男子と同様でもよい。

靴(黒, ローファータイプ。本校のイニシャル入り)

令和8年4月1日

保護者各位

日本大学三島高等学校
校長 竹中 朝崇

校則違反等に対する指導体制について

春爛漫の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動につきましてご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

本校では、「服装の乱れは生活（心）の乱れ」につながると考え、身だしなみ等について、好ましくない風潮に流されることのないように厳しく指導しております。服装・頭髪指導だけではなく、生徒の健全な心と身体の育成を図り、豊かな知識と創造性や社会規範を身につけるよう指導を強化しております。

近年は本校でもスマートフォン等を利用した Instagram、X（旧 Twitter）、Facebook、YouTube、LINE、ブログ、掲示板等でのトラブルが増加しており、その内容は複雑化しています。（これに関しては、本校独自の『ソーシャル・メディア・ポリシー』（別紙参照）により未然防止に努めてまいります。）

以上のようなことに鑑み、本校では以下のような指導体制を組んでおりますので、保護者の皆様におかれましては、本校生活心得を一読されて、校則を厳守するようご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 事前指導を徹底します。（HR 指導・学年集会・講話等）
- 2 校則違反があった場合は学則に照らし指導します。
非行内容に合わせ、教育的に適切な事後指導をします。
- 3 頭髪・服装・態度等、学校生活で違反があった場合、状況に応じて服装等違反カード（イエローカード）を発行します。
※イエローカード指導 3 回目で警告書提出、4 回目で保護者面談、5 回目で懲戒処分とします。
- 4 繰り返しの指導に従わない場合は、退学処分または転学等を要請する場合があります。
※同じ内容で懲戒処分を 3 回繰り返して受けた場合は退学処分となります。
※非常に悪質な行為は 1 回でも退学処分となる場合があります。
（窃盗・一方的暴力・性的非行等）
※教師に対する暴言等には特に厳しく対処します。

以上

令和8年4月1日

生徒の皆さんへ

日本大学三島高等学校・中学校
校長 竹中 朝崇

ソーシャル・メディア・ポリシー

ソーシャル・メディアとはコミュニケーションツールとしての携帯電話・タブレット・パソコン等を使用して、Instagram、X（旧 Twitter）、Facebook、YouTube、LINE、掲示板等に代表されるインターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるメディアの事を言います。これらは非常に便利なサービスですが、使い方を注意しないと知らぬトラブルに巻き込まれ、知らないうちに被害者にも加害者にもなる可能性があります。

そこで、本校生徒がソーシャル・メディアを利用する上での基本的考え方を『ソーシャル・メディア・ポリシー』として以下に示します。

1. 一度発信した情報は全世界に公開され、完全に削除することはできません。

ソーシャル・メディアを通じて発信された情報は世界中につながっています。一度インターネット上に掲載した情報は完全に削除することができません。あなたが書き込んだ内容は、誰かにコピーされ、転送されて、思いもかけない目的で使用されているかもしれません。公開範囲を限定してもその危険性はあります。世界中の人に情報を発信していることを理解し、覚悟をもって利用してください。

2. ソーシャル・メディアの利用は保護者の方とよく相談してください。

生徒のソーシャル・メディアの利用は自己責任です。ご家庭でよく話し合い、各ご家庭で作ったルールに則って利用してください。トラブルに巻き込まれたらあなたの力だけで解決することは不可能です。必ず保護者の方と確認してから利用してください。

3. 個人情報を掲載しない。

学校名・個人名・住所・電話番号・メールアドレス等の個人が特定できる情報を書き込んではいけません。実名を出さずに書いたとしても、内容で個人が特定されその個人情報が悪用されて犯罪に巻き込まれる可能性があります。

4. 友達や学校の名誉を傷つけるような書き込みはしない。

他人を誹謗中傷するような書き込みや、学校の名誉を損なうような書き込みは絶対にしないでください。

5. 友達の情報掲載は確認を取りましょう。

友達の情報を載せる際には、友達をインターネット上の危険にさらしてしまうことを十分に理解する必要があります。日記1行、写真1枚、必ず友達の確認を取りましょう。無断で撮影した写真等は絶対に掲載してはいけません。

6. 様々な情報に流されない。

身に覚えのない情報や他人になりすまして送られてきたメール等に惑わされないでください。関わらないよう、無視することも情報処理手段としては大切です。

令和8年4月1日

保護者各位

日本大学三島高等学校・中学校
校長 竹中 朝崇

タブレット・スマートフォン等の取り扱いについて

春爛漫の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動につきましてご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

本校では、授業の教具としてタブレットを使用しています。また、スマートフォン等の構内への持込みについては許可しておりますが、構内で使用する必要は基本的にありません。従って、本校では、次のように指導しておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

構内でタブレット・スマートフォン等を使用する際は次の諸事項を厳守する。

- 1 構内においてスマートフォン等を使用してはならない。
ただし、キャッシュレス決済に限り（タブレットを含む）使用を認める。その際は、自動販売機前およびコンビニ内に限って使用すること。
- 2 構内においては、スマートフォンの電源を切り、通学用バッグ又は個人用ロッカーに入れる。個人用ロッカーは自己責任で施錠する。
- 3 タブレットの不正使用や構内でスマートフォン等を使用したことが発覚した場合は、その日中に担任が預かり、服装等違反カード（イエローカード）指導と保護者に連絡をした上で本人に返却する。再度にわたる場合は、保護者に来校していただき返却する場合や持ち込みを禁止する場合がある。
- 4 家庭から生徒への緊急連絡は各学年の職員室へ電話する。
- 5 生徒から保護者への緊急連絡は原則職員室の電話を利用する。
- 6 構内のコンセントを利用しての充電は厳禁とする。

以 上

iPad 利用規定 (抜粋)



詳細は、本校 HP 在校生専用ページを参照してください。

全般

- iPad は、学習活動に不必要な使用をしないこと。また、他人の端末を使用することは、トラブルの原因となるので、貸し借りは厳禁とする。
 - 3 か年は、保証期間となりますが、大切に使用すること。iPad には、傷等が付かないよう、各自でケースやフィルムを付けること。(必須)
 - 自宅にて充電し、教材同様に毎日持参すること。
 - 校内での**充電は禁止**とする。但し、教育活動に支障をきたす場合は教師の指示に従うこと。必要に応じて、モバイルバッテリーを持つことを推奨する。
 - 個人アカウント、ID、パスワード等、個人情報に関わることは他人に教えてはならない。用紙等に写したものの管理にも十分に注意を払うこと。パスワード管理アプリケーション等の使用を推奨する。
 - 紛失・故障の際は、担任まで連絡を入れること。
 - 学習活動に不必要なアプリケーションのインストールは禁止とする。(管理ソフトにて監視している。)
 - 無許可の動画撮影、画像撮影、録音等、法に触れる行為をした場合は、特別指導の対象となりえる。
 - その他、他人を傷つける内容など、第三者を誹謗・中傷する行為・内容、法律に触れる行為・内容に関しては、特別指導の対象となるだけでなく、社会的制裁を受けることにもつながる。
- ※何か不明なことや、トラブルになる恐れがある場合は、直ちに担任の先生や保護者に相談をすること。

【パスコード忘れの場合】

一定回数パスコードの入力を間違えると、iPad がロックされて利用不可能となる。この状態になると、iPad を初期化してすべてのデータを消す必要がある。これを避けるため、何度かパスコードの入力を間違えたらその段階で入力を試すのはやめ、担任または、科目担当の先生に申し出ること。

【SIM カードがロックされた場合】

通常は発生しないが、ある操作を行うと「ロックされた SIM」という表示が画面左上に表示され、通信が不可能になる。この場合は、直ちに担任または、科目担当の先生に申し出ること。

注意事項

◆不適切行為の禁止

配付された iPad を、悪意をもって利用する不正な行為は全面的に禁止とする。具体的には、SNS や掲示板などに他人を誹謗・中傷するような書き込みを行うこと、不適切な写真・動画を投稿すること、金銭や物品のやり取りに利用すること、犯罪と認定される行為を行うこと等すべてが「不適切行為」とみなされる。教員や家族、クラスメイトにその利用方法が知られて恥ずかしい、困る、といった利用方法は不適切な可能性がある。ネット社会の一員としての自覚が必要である。以上のような SNS に関するトラブルには、本校では責任を負わないので十分に注意する。

今後、iPad 利用のルールを自分たちで定めていく中で、こうした内容については十分に配慮する必要がある。なお、こうした不適切により重大な問題が発生・発覚した場合は、当該 iPad を没収し、一定期間利用不可能とするなどの厳しい対応をするだけでなく、生活指導部による特別指導の対象となる。なお、この間の iPad の利用料金などは、返金しない。

◆SIMカードの取り出し禁止

iPad に挿入されている SIM カードは特別な契約となっており、万一 SIM カードを取り外してアプリケーションやデータが消えた場合は補償対象外となる。有償での復旧が必要になるので、十分に注意すること。

◆利用可能地域について

挿入されている SIM カードは日本国内のみ利用可能となっている。海外で通信する場合、Wi-Fi 環境のある場所にて Wi-Fi 通信を利用するか、現地契約の Wi-Fi ルーターなどを利用すること。別の SIM カードを挿入して利用するのは補償外の利用方法となり、端末が故障した場合や高額な請求が課された場合は学校および導入事業者の KDDI が責任を負うことはできない。au 世界サービス料が発生した場合は実費を請求することになる。

◆都合により転学・退学等で解約をしなければいけなくなった場合

各自の端末は 3 年契約にて提供をされている。3 年に満たない解約の場合、割賦残債を一括で請求される。なお、端末は本人所有となる。解約と同時に au 通信契約を終了する。

追記

◆上記記載は、生徒一人ひとりの使用状況により、変更することがある。

生徒会指導部から

部活動の紹介

〔学 術 部 門〕

英語部 生物部 物理・数学部 地理・歴史部 天文部

〔文 化 部 門〕

吹奏楽部 合唱部 演劇部 写真部 文芸部 美術部 伝統文化部(箏曲・華道・茶道・書道) 家庭部 囲碁将棋部 軽音楽部 ダンス部

〔広 報 部 門〕

新聞部 放送部

学術・文化部門の各部活動は、本校で最大の学校行事である「桜陵祭」や、1月末に実施される「学術文化部門発表会」等のイベントで日頃の研究・活動の成果を発表しています。

学術部門各部では校外の研究発表会等に参加し、地域に根差した研究に力を入れています。また、数学部ではルービックキューブの大会に出場し、物理部はeスポーツに挑むなど、新しい挑戦もしています。

文化部門には全国大会で活躍する部も多く、美術部、写真部、囲碁将棋部、地理・歴史部は全国大会での優勝（1位相当）の実績があります。吹奏楽部は卒業式、入学式での生演奏を担い、定期演奏会では、毎年三島市民会館等の大ホールを満員にするほどの人気を誇っています。近年ダンス部や合唱部も人気があり、学校祭や学術文化部門発表会の花形として活躍しています。

広報部門の新聞部は日々の学校のタイムリーな校内ニュースを取材し、1か月に2～3部を目安に校内新聞として発行しています。10月発行の学校新聞は県コンクールに出品し、毎年のように全国大会に出場し全国大会でも入賞しています。放送部はNHK主催の全国大会で全国最多の優勝回数を誇り、各種学校行事では裏方として音響設備の設置やテレビ中継を行い、大勢の卒業生がプロとして放送業界で活躍しています。

※学術・文化・広報部門の過去の実績は次の表の通りです。

全国大会優勝	写真部 (H元・H10・H15)
	美術部 (S51・S52・S53・S54・S57・S58・S59・S62・S63・H元・H2・H3・H4・H6)
	囲碁将棋部 (H14・H20・H21)
全国大会最優秀賞	放送部 (S60・S62・H元・H2・H3・H4・H5・H6・H7・H8・H17・H18・H19・H29・R元)
	地理・歴史部 (R7)
全国大会入賞	生物部, 新聞部, 化学部*
全国大会出場	書道部, 軽音楽部

※は現在募集停止中

〔運動部門〕

陸上競技部 水泳部 野球部 柔道部 剣道部 卓球部 山岳部
 サッカー部 男子バスケットボール部 女子バスケットボール部
 男子バレーボール部 女子バレーボール部 男子テニス部 女子テニス部
 ゴルフ部 ※ソフトボール部は令和7年度から募集停止

〔応援部門〕

応援部

〔同好会〕

インターアクト 女子ラクロス

運動部は、県内最高レベルのグラウンド、体育館で日々競技技術を磨き、各部共に県内有数の名門として活躍しています。陸上競技部、柔道部、男女テニス部、水泳部、山岳部、卓球部、男子バスケットボール部は過去に全国大会優勝の実績があり、近年も陸上競技部、男女テニス部、水泳部は全国大会で優勝、準優勝を果たしています。令和4年に春夏連続で甲子園出場した野球部も今後さらなる飛躍が期待されています。

応援部のチアパートは全米大会で優勝を果たすという実績をあげています。

そのほか応援部全体でも、野球応援はもちろん地域のイベントにも積極的に参加し、活動の舞台を広げています。

インターアクト同好会は活発に各種ボランティア活動に参加しています。

※運動部門の過去の実績は次の表の通りです。

全国大会優勝	男子テニス部 (H2・H8) 女子テニス部 (H17) 水泳部 (S61・S62・H元・H3・H4・H6・ H7・H14・H20・H22) 陸上競技部 (S38・S40) 柔道部 (S41) 山岳部 (H3・H5・H11)
全国大会最優秀賞	男子バスケットボール部 (S44) 卓球部 (S50) 応援部 (H28) 体操部 [*] (S40・S42) 相撲部 [*] (S44) スケート部 [*] (S55)
全国大会入賞	男子バレーボール部, ゴルフ部, 馬術部 [*]
全国大会出場	野球部, 剣道部, 女子バスケットボール部, ソフトボール部 [*] , フェンシング同好会 [*]

※は現在募集停止中

生徒会活動

- 1 生徒の自治的精神を育成し、学校生活を豊かにするために、生徒会組織による教育を行う。
- 2 生徒会活動は、自主的に行われなければならないが、校長・教頭・生活指導・生徒会指導・保健衛生・図書・広報・学級担任・部顧問の助言に従う。
- 3 生徒会の運営については会則に定める。
- 4 生徒会長及び副会長の任期は、1か年(10月1日より翌年9月30日まで)とする。会長は第2学年から、副会長は第1学年・第2学年の生徒から選

出される。

- 5 役員及び委員の任期は、前期（4月1日から9月30日まで）、後期（10月1日から3月31日まで）の2期制とする。

各委員会の委員長は、前期においては第3学年の生徒であること、後期においては第2学年の生徒であることとする。

副委員長は3名とし、委員長と同学年の生徒または次学年の生徒とする。

- 6 役員及び委員の再任は認めるが、兼任は認めない。
- 7 役員及び委員に選ばれた者は、誠実にその責務を果たさなければならない。
- 8 生徒会の会計は次による。
- (1) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - (2) 生徒会入会金 5,000円
生徒会費 月額 750円

I 日本大学三島高等学校生徒会会則

第1章 総則

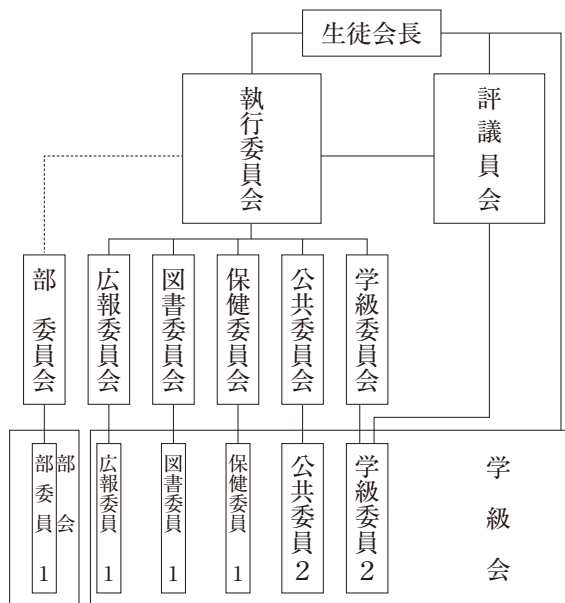
- 第1条 本会は、日本大学三島高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、本校生徒を会員とし、全教職員を顧問とする。
- 第3条 本会は、生徒相互の理解協力をもとに、自治精神を養い学園生活を豊かにし、よき校風を樹立することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は、すべて生徒会会員としての権利と義務をもつものとする。
- 第5条 本会は、目的達成に必要な事業を行う。
- 第6条 本会の決定事項は、すべて校長の承認を得るものとする。

第2章 組織及び機関

- 第7条 本会は、次の組織により構成される。
- (1) 学級会
 - (2) 部会
- 第8条 本会に次の機関を置く。
- (1) 評議員会 (2) 学級委員会
 - (3) 公共委員会 (4) 保健委員会

- (5) 図書委員会 (6) 広報委員会
 (7) 部委員会 (8) 執行委員会

ただし、必要に応じて諸委員会を置くことができる。



第3章 役員

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 生徒会長1名 副会長2名
 (2) 各委員会委員長1名

副委員長3名

第10条 役員、委員の辞任は原則として認めない。特別の事情で辞退する場合は、補充者とともに評議員会の承認を求めなければならない。また解任の場合は、各機関構成員の3分の2以上の承認を必要とする。

第11条 生徒会長は、生徒会を代表し執行委員会を主宰する。副会長は会長を補佐する。

第12条 学級・公共・保健・図書・広報の各委員長は、それぞれの委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐する。

第4章 運営

第1節 評議員会

第13条 評議員会は、各学級で選出された学級委員のうち1名と執行委員とで構成される生徒会の最高決議機関である。

第14条 評議員会には次の職務を置き、構成員の互選によって決める。
議長1名 副議長1名 書記1名

第15条 評議員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算の承認。
- (2) 会則の改正及び諸規定の審議。
- (3) その他執行委員会の提出議案の審議。

第16条 評議員会は、毎学期1回開く。ただし、次の場合、会長は随時、評議員会を開くことができる。

- (1) 評議員の3分の2以上の要求があった場合。
- (2) 会長が必要と認めた場合。

第17条 評議員会は評議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第18条 評議員は、協議結果を各学級会に報告しなければならない。

第2節 執行委員会

第19条 執行委員会は、生徒会長・副会長・学級・公共・保健・図書・広報の各委員長及び副委員長により構成される。

第20条 執行委員は次の職務を行う。

- (1) 生徒会会則改正及び各部団体の設置、改廃などの全校的議題の原案を作成する。
- (2) 予算原案を作成する。
- (3) 生徒会の事務を行う。

第21条 執行委員会は、原則として毎月1回開く。ただし、次の場合、生徒会長は、必要に応じて開くことができる。

- (1) 全校的な問題で執行委員の要求により、生徒会長が必要と認めた場合。
- (2) 生徒会指導主任からの要請があった場合。

第22条 執行委員会は、執行委員の3分の2以上の出席がなければ成立しな

い。また議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 執行委員は、それぞれ次の生徒会事務を分担する。

- (1) 企画
- (2) 庶務
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) 委員会
- (6) ボランティア
- (7) 部会
- (8) 体育行事

第24条 執行委員会は、必要に応じ、直接議事に関する委員会、部会等の関係者を招致することができる。

第25条 執行委員は、所属委員会の議決事項を執行委員会に提出しなければならない。

第3節 委員会

第26条 学級委員会は、各学級会の協議事項の集約並びに校内生活の秩序の維持向上につき研究審議し、生徒会の決議事項を執行する機関である。

第27条 公共委員会は、各学級会の協議事項の集約並びに週番活動及び風紀全般にわたり、生徒会の決議事項を執行する機関である。

第28条 保健委員会は、各学級会の協議事項の集約及び保健週番活動等の保健衛生全般にわたり、生徒会の決議事項を執行する機関である。

第29条 図書委員会は、各学級会の協議事項の集約及び図書週番活動等の図書に関する生徒会の決議事項を執行する機関である。

第30条 広報委員会は、各学級会の協議事項の集約及び生徒会刊行物等の刊行整理保存並びに広報活動に関する生徒会の決議事項を執行する機関である。

第31条 定例各委員会は、毎月1回開く。ただし、必要に応じ、随時開くことができる。

第32条 各委員会に次の職務を置き、各委員の互選で決める。

議長1名 副議長1名 書記1名

第33条 各委員会は、所属委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第34条 各委員会の協議事項のうち必要事項は、必ず委員が所属学級会に伝達報告しなければならない。

第4節 学級会

第35条 学級会は、生徒会の基本集団であり、個人の尊重と敬愛により協力的な自治の精神を養い人間形成を目的とする。その運営は生徒会の目的に反しない限り各々独自の活動をすることができる。

第36条 学級会に次の委員を置き、それぞれの委員会に所属する。ただし、学級委員のうち1名は学級委員会に、他の1名は評議員会に出席する。

- (1) 学級委員2名
- (2) 公共委員2名
- (3) 保健委員1名
- (4) 図書委員1名
- (5) 広報委員1名

第37条 各学級会は、所定の時間を利用する。また、放課後学級担任の許可を得て臨時に開催することができる。

第38条 学級会の協議事項が全学級会的である場合には、学級委員はこれを学級委員会に提出しなければならない。

第39条 学級会は、生徒会の決議事項で学級会に関係あるものは、これを執行する義務がある。

第5節 部委員会

第40条 部委員会は、部に関する予算・行事等、共通問題に関する事項を審議し、伝達と執行の企画をする機関である。

第41条 部委員会に次の職務を置き、各部委員の互選によって決める。

議長1名 副議長1名 書記1名

第42条 定例部委員会は、毎月1回開く。ただし必要に応じて開くことができる。

第43条 部委員会は、部委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。また議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第44条 部委員会は、協議事項を執行委員会に提出し、その審議を要求することができる。

第6節 部会

第45条 部会は、相互の共同生活を通じて、各自の個性の伸長と教養を高め、より深い知識とすぐれた技能の向上を図り、学習生活と合わせて学校生活の意義を全うすることを目的とする。

第46条 部会は、学術・文化・運動・応援・広報の5部門及び同好会で構成

される。

第47条 各部には、部委員1名、部会計1名を置き、部運営については、部運営規定によるものとする。

第48条 部の設置・廃止は、部委員会の承認を経て執行委員会において審議し、評議員会の承認を得なければならない。

第49条 年度発足後の部の設置は認めない。ただし、10人以上の会員が顧問を推戴した場合、前条に準じて同好会として認めることができる。同好会には予算の配分をしない。

第50条 生徒会会員は、いずれかの部に属することができる。ただし、一旦所属した部の変更は原則として認めない。やむをえず変更する場合には、それぞれの部顧問に申し出て許可を受けなければならない。

第51条 生徒会の決議事項は、必ず部員に伝達され、執行されなければならない。また各部の協議事項が、各部会共通の問題であるときは、部委員会に提出しなければならない。

第5章 選挙

第52条 1 生徒会会長は、第2学年において選挙管理委員会に届出をした生徒会会長候補者から、全会員の投票による総投票数の最多得票者に決定される。ただし、得票数が同数の場合には、該当する候補者による決選投票を行う。なお、候補者が1名の場合は、信任投票を行い、全会員の投票による総投票数の過半数を持って決定される。

2 生徒会副会長は、第1学年・第2学年において選挙管理委員会に届出をした生徒会副会長候補者から、全会員の投票による総得票数の得票者上位2名に決定される。ただし、第2位以下の得票数が同数の場合には、該当する候補者による決選投票を行う。なお、候補者が2名の場合は信任投票を行い、全会員の投票による総投票数の過半数を持って決定される。ただし、候補者が1名の場合は、選挙立会演説前の2日以内であれば、追加審議の上、立候補を認める。それでも候補者が1名の場合は、その1名に対しては信任投票を行い、もう1名については第2学年の希望する各学級において候補者を選出し、選挙を実施する。

3 信任投票において信任が否決された場合は、再度立候補者を募り、

改めて選挙を実施する。再選挙において候補者不在の場合は、希望する各学級において候補者を選出し、選挙を実施する。

- 4 生徒会会長立候補者及び生徒会副会長立候補者が不在の場合は、希望する各学級において候補者として選出し、全会員の投票による得票数1位の候補者を会長に、2位、3位の候補者を副会長とする。

第53条 在籍3ヶ月に満たないものは、選挙権・被選挙権のいずれも持つことができない。グローバル留学コースの生徒は被選挙権を持つことができず、また2年次については選挙権も持つことができない。ただし、社会的状況により、長期留学できない場合は、この限りではない。

第54条 候補者の資格は、HR委員選出の基準に準じ、学年で審査する。

第55条 選挙管理委員会は、投票日より2週間前に設けられる。

第56条 選挙管理委員は、3年生の執行委員がその任にあたる。

第57条 選挙管理委員会は、別に定める選挙管理規定により事務を執行し、完了とともに解散する。

第6章 会計

第58条 生徒会予算は、各関係機関よりの要求にもとづき、予算編成委員会で原案を作成し、執行委員会で審議し、評議員会において承認された後、校長の認可を得て決定する。

第59条 予算の支払請求は、会計を通して行い、その方法については別に定める。

第60条 会計は、評議員会で選出された会計監査2名により監督指導を受ける。

第61条 決算は年度末に執行委員・部委員において行い評議員会の承認を得る。

第7章 付則

第62条 本会則の改訂は執行委員会でその原案を作成し、評議員会の承認と校長の認可を必要とする。

第63条 本会則に定めていない事項については別に定める。

II 選挙管理規定

第1条 届出

立候補者は、選挙管理委員会の定める期間内に届け出なければならない。

第2条 立候補者の公示

選挙管理委員会は立候補者の届出期間終了後、立候補者の氏名を公示する。

第3条 立候補のポスター

ポスターの掲示場所、大きさ及び枚数等は選挙管理委員会が定める。

第4条 立会演説会

- 1 立会演説会は、開催3日前にこれを公示する。
- 2 立会演説会は、選挙管理委員会が主宰する。
- 3 立候補者の演説時間は、選挙管理委員会がそのつど定める。

第5条 投票

- 1 投票は、立会演説終了後、1週間以内に選挙管理委員会により実施される。
 - (1) 会場 選挙管理委員会は投票場を投票前日までに指定する。
 - (2) 投票 投票は、選挙管理委員会が準備した電子端末を用いて投票場で行う。
- 2 選挙管理委員会は、立候補者氏名を、投票所に明示しなければならない。

第6条 開票

- 1 開票は、投票終了後、選挙管理委員会により行う。
- 2 開票は、指導教員及び各候補の責任者立会のもとに行う。
- 3 選挙管理委員会は、開票の結果を公示する。
- 4 選挙管理委員会は、有効投票数が投票総数の8割に満たない場合、再投票を行わなければならない。

第7条 ポスターの回収

選挙管理委員会は、選挙終了後、立候補者のポスターを回収する。

第8条 解散

選挙管理委員会は、生徒会会則第5章第57条により事務完了とともに

に解散する。

Ⅲ 部会運営に関する規定

1 日常活動に関する規定

- (1) 部活動は、高校生活をより一層充実させるため、積極的に行うよう心掛けること。
- (2) 各部は、年度初めに下記事項を生徒会執行委員会に提出しなければならない。
①部員の名簿 ②年間活動計画
- (3) 各部は、年度末に下記の事項を生徒会執行委員会に提出しなければならない。
①部活動記録（部日誌） ②決算報告書 ③備品表
- (4) 各部は、会計簿、領収書などを必ず保管し、予算の用途を明確にしておかなければならない。
- (5) 各部とも対外関係を持つときはすべて部顧問の監督下で行うこと。
- (6) 定期試験初日の7日前から試験終了までの期間は活動を休止すること。ただし、試合等を試験後間近に控える場合は、生徒会指導主任に届出、認可を受けること。
- (7) 部活動に使用するグラウンド・部室等は、使用方法を守り、器具は必ず所定の場所に整頓しておくこと。また学校管理器具（または教室）を無断で使用してはならない。使用の際は必ず教職員に所定の手続きをして許可を受けること。
- (8) 各部は、規定の下校時刻（19時30分）を厳守すること。規定時間の延長は、1時間以内（20時30分）とする。
- (9) 部活動のため休日に登校する場合には、必ず事前に所定の届出をし、部顧問の指導のもとに活動すること。

2 合宿に関する規定

- (1) 各部が合宿練習を行う場合には、その目的・計画・参加者氏名を明示し、所定の手続により、校長の許可を受けること。
- (2) 合宿中に利用する学校備品については事前に借用書をもって、借り受

けること。

- (3) 生徒の合宿は、指導教員と生活をすると共にその監督下で行うこと。
- (4) 合宿中は夜間の外出は認めない。特別の事情のある場合は、指導教員の許可を受けること。
- (5) 宿泊には合宿登録者以外を無断で宿泊させてはならない。
- (6) 合宿生活の日課は、各部で定めること。
- (7) 合宿中は規定時間を厳守し、服装、態度を正しくすること。
- (8) 合宿中は宿舎の整理整頓をはかり、衛生管理を心がけること。
- (9) 合宿中は暴飲暴食を慎み、健康管理を徹底すること。
- (10) 合宿中は火災予防に注意すること。
- (11) 合宿中、教職員による巡視の際は、その指示に従うこと。
- (12) 合宿中に生活規定が破られたり、その他合宿生活に不適当な状態、あるいは本校生徒の本分に欠けるような事態が生じたりした場合は、合宿を停止することがある。

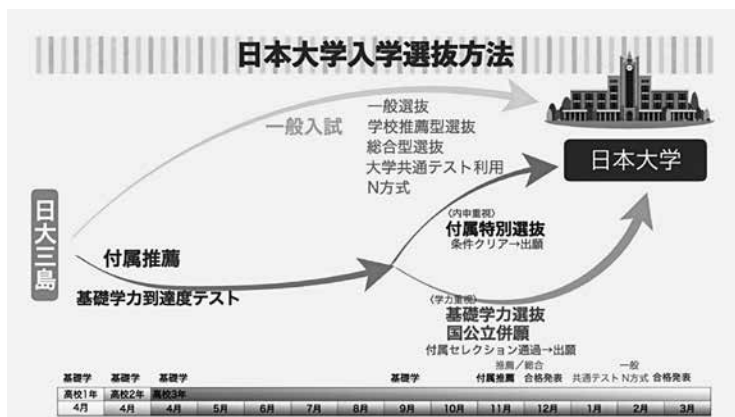
3 対外出場に関する規定

- (1) 対外出場については、所定の手続きをし許可を得ること。
- (2) 次の者は、出場、もしくは参加を認めない。
 - a 保護者の承認を受けない者
 - b 健康上不適当と認められる者

進路指導部から

① 日本大学への合格者数

区分	学部学科等	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
		学校推薦	一般・総合等	合計	学校推薦	一般・総合等	合計	学校推薦	一般・総合等	合計
学部	法	48	19	67	27	7	34	34	6	40
	文 理	37	32	69	33	15	48	42	6	48
	経 済	50	12	62	47	2	49	47	6	53
	商	33	4	37	33	3	36	38	0	38
	芸 術	5	4	9	9	2	11	7	1	8
	国際関係	26	18	44	27	16	43	49	9	58
	危機管理	5	3	8	7	1	8	12	0	12
	スポーツ科	3	0	3	1	0	1	2	0	2
	理工	47	45	92	61	16	77	69	9	78
	生産工	26	25	51	17	21	38	37	4	41
	工	5	19	24	5	9	14	9	4	13
	医	0	0	0	2	0	2	1	0	1
	歯	1	3	4	2	0	2	1	0	1
	松戸歯	2	5	7	0	0	0	1	0	1
生物資源科	33	7	40	43	7	50	48	4	52	
薬	4	4	8	8	1	9	5	1	6	
小 計	325	200	525	322	100	422	402	50	452	
短期大学部	短大(三島)	8	0	8	16	4	20	24	0	24
	短大(船橋)	2	0	2	1	0	1	2	0	2
	短大(湘南)									
	小 計	10	0	10	17	4	21	26	0	26
	通信教育部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専門学校	4	0	4	1	1	1	3	0	3
	総合計	339	200	539	340	105	444	431	50	481



② 過去3年間の進路状況

区 分			令和6年度			令和5年度			令和4年度			
			合格者	決定者	割合(%)	合格者	決定者	割合(%)	合格者	決定者	割合(%)	
日本大学	四年制	学校推薦	325	324	60.8	322	318	60.6	402	399	61.9	
		校友子女	0	0		0	0		0	0		
		総合・一般	200	10		100	9		50	7		
	短期大学部	学校推薦	10	10		17	17		26	26		
		総合・一般	0	0		4	0		0	0		
国公立大学	四年制	学校推薦	13	13	6	6	6	6	6.5	3.7	3.2	
		総合・一般	27	23	18	15	22	16				
	短期大学部	学校推薦	1	1	0	0	0	0				
		一 般	0	0	0	0	0	0				
私立大学	四年制	学校推薦	72	63	68	67	93	89	22.8	23.4	24.6	
		総合・一般	204	64	175	63	262	79				
	短期大学部	学校推薦	2	2	1	1	1	1				
		総合・一般	0	0	2	2	4	3				
留 学			6	5	0.9	1	1	0.2	1	1	0.1	
準 大 学	総合型		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	学校推薦		0	0		0	0		0	0		
	一 般		2	0		0	0		0	0		
専 門 職 大 学			推薦・一般	1	1	0.2	1	1	0.2	0	0	0.0
専修学校	日本大学	学校推薦	4	4	0.7	1	1	0.2	3	3	0.4	
		一 般	0	0	0	0	0	0				
	他 専 修 学 校		35	33	5.8	48	48	8.5	37	37		5.3
公共職業能力開発施設等			0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	
進 学 準 備				6	1.1		6	1.1		20	2.9	
就 職				7	1.2		2	0.4		3	0.4	
その他(未定・家事従事等)				0	0.0		11	1.9		8	1.1	
卒 業 者			566			568			698			

③ 産業別就職者数 *省庁大学校を含む

区 分	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
農 林 漁 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 療 ・ 福 祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製 造	1	0	1	0	0	0	0	0	0
卸 売 ・ 小 売	1	0	1	0	0	0	0	0	0
金 融 ・ 保 険	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 ・ 通 信	0	0	0	1	0	1	0	0	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ ー ビ ス 業	0	3	3	0	0	0	0	1	1
公 安 ・ 保 安	2	0	2	1	0	1	2	0	2
合 計	4	3	7	2	0	2	2	1	3

④ 4年制大学合格状況（過去3年間）

設立	大学名	所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度	設立	大学名	所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度
国立	北見工業大学	北海道	1	1	2	公立	山梨県立大学	山梨	2		
	岩手大学	岩手		1			公立諏訪東京理科大学	長野			1
	宮城大学	宮城		1			福井県立大学	福井	1		
	東北大学	宮城			1		岡山県立大学	岡山			1
	秋田大学	秋田			1		福知山公立大学	広島			1
	山形大学	山形	1				県立広島大学	広島			1
	会津大学	福島		1			高知工科大学	高知	1		
	茨城大学	茨城	2	1	3						
	筑波大学	茨城	1		1	私立	酪農学園大学	北海道		1	
	宇都宮大学	栃木		1			東北公益文化大学	山形	1		
	高崎経済大学	群馬			1		つくば国際大学	茨城	1		
	群馬大学	群馬		1			国際医療福祉大学	栃木	11	5	8
	千葉大学	千葉	1	1			城西大学	埼玉	2	1	
	東京学芸大学	東京	1				尚美学園大学	埼玉			1
	電気通信大学	東京			1		東都大学	埼玉	2	4	5
	東京医科歯科大学 <small>※東京科学大学へ改称（R6～）</small>	東京	1	1			獨協大学	埼玉		1	1
	お茶の水女子大学	東京	1				文教大学	埼玉	2		1
	新潟大学	新潟		1			江戸川大学	千葉	2		
	山梨大学	山梨	1				国際武道大学	千葉			1
	信州大学	長野		1	1		秀明大学	千葉	1		1
	静岡大学	静岡	11	3	5		城西国際大学	千葉		1	1
	浜松医科大学	静岡	1				聖徳大学	千葉			1
	名古屋大学	愛知	1				千葉工業大学	千葉	5		16
	愛知教育大学	愛知	1				中央学院大学	千葉		1	1
	愛媛大学	愛媛	1				千葉商科大学	千葉	1		
	琉球大学	沖縄	1				麗澤大学	千葉			1
公立	東京都立大学	東京		1	1	青山学院大学	東京	1	6	2	
	神奈川保健福祉大学	神奈川			1	亜細亜大学	東京	1			
	横浜市立大学	神奈川	1	2		桜美林大学	東京	3	4	2	
	静岡県立大学	静岡	7	5	4	大妻女子大学	東京	2	1		
	静岡文化芸術大学	静岡		2	1	嘉悦大学	東京			1	
	都留文科大学	山梨	2		1	学習院大学	東京		1		
						神田外語大学	東京	1	1	2	

設立	大学名	所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度	設立	大学名	所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度
私立	目白大学	東京			2	私立	名古屋外国語大学	愛知	1		5
	ヤマザキ動物看護大学	東京		1			名古屋学院大学	愛知	1		
	立教大学	東京	1	2	4		名古屋学芸大学	愛知	1	1	3
	立正大学	東京	3	2	1		名古屋経済大学	愛知	1		
	早稲田大学	東京	1	3	1		日本赤十字豊田看護大学	愛知		2	1
	麻布大学	神奈川	1	2			藤田医科大学	愛知	1		1
	神奈川大学	神奈川	3	1	11		名城大学	愛知	4	1	3
	神奈川工科大学	神奈川			5		鈴鹿医療科学大学	三重	2	1	
	鎌倉女子大学	神奈川	5		5		京都産業大学	京都			2
	関東学院大学	神奈川	1	2	5		京都外国語大学	京都	1	2	
	相模女子大学	神奈川	3		1		京都芸術大学	京都	1		
	松蔭大学	神奈川		1			同志社大学	京都		2	4
	湘南医療大学	神奈川	1				明治国際医療大学	京都		1	
	湘南工科大学	神奈川			1		立命館大学	京都	3	1	3
	桐蔭横浜大学	神奈川	2	1			龍谷大学	京都			4
	日本映画大学	神奈川	1				天理大学	奈良	1		2
	フェリス学院大学	神奈川			1		大阪学院大学	大阪		3	
	横浜商科大学	神奈川		1	1		大阪芸術大学	大阪		1	1
	横浜創英大学	神奈川	2				大阪体育大学	大阪		1	
	横浜薬科大学	神奈川		2	5		関西学院大学	大阪	1	1	2
	新潟医療福祉大学	新潟			1		関西大学	大阪			1
	山梨学院大学	山梨	1		3		関西外国語大学	大阪		5	1
	静岡英和学院大学	静岡	1				近畿大学	大阪	4	2	1
	静岡産業大学	静岡	1				神戸女学院大学	兵庫		1	
	静岡理工科大学	静岡		3	5		武庫川女子大学	兵庫		1	
	聖隷クリストファー大学	静岡		2	1		岡山理科大学	岡山			1
	常葉大学	静岡	24	12	23		環太平洋大学	岡山		1	
	愛知大学	愛知			1		日本経済大学	福岡			1
愛知学院大学	愛知	1		1	福岡大学	福岡			1		
愛知淑徳大学	愛知	1			立命館アジア太平洋大学	大分	1		1		
至学館大学	愛知	1		1							
中京大学	愛知	2	1		海外の大学	建国大学	韓国			1	
中部大学	愛知	1		1		マーセッドカレッジ	アメリカ	1			
東海学園大学	愛知			1		ILACTronto	カナダ	1			

保健衛生部から

保健室の利用について

1 利用時間

- ① 月～金曜日 8時30分～16時15分
- ② 土曜日 8時30分～13時15分

2 利用方法

- ① 体調が悪い時やケガをした時は、先生の指示で保健室を利用します。
- ② 保健室を利用する時は「利用者カード」に必要な事項を記入します。
- ③ 保健室での休養は原則1時間とし、内服薬は与えません。
- ④ 心身の健康相談にも利用することができます。

災害給付について

学校内等で発生した事故により医療を受けた時は、保健室で「事故報告書」に所定事項を記入し、高校が加入している「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の手続きを行います。

学校管理下における災害の範囲は次の通りです。

- 1 規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている時
(クラブ等の特別活動・学校行事を含む)
- 2 課外活動中
- 3 休憩時間中にある時
- 4 通常の経路及び方法により登下校している時

※市町村のこども医療助成制度を利用した場合の給付は減額されます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

この災害共済給付制度は、学校管理下における児童、生徒等の災害について、その速やかな救済を図るとともに、災害の救済を巡る紛争・対立を防ぎ、円滑な学校教育が実施できることを目的として、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ経費を負担し、学校の管理下において災害が発生した場合は、医療費、障害見舞金、及び死亡見舞金を給付する互助給付制度です。

災害共済給付の業務は、義務教育諸学校、中等教育学校の前期課程、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、保育所の設置者と当センターとの間に行う災害共済給付契約に基づき、学校の設置者が当センターに対し毎年災害共済給付掛金を支払うことにより、災害共済給付が行われます。

災害共済給付とは、生徒等の災害で、負傷、疾病についてはその医療費、身体に障害が残った場合の障害見舞金、死亡した場合は死亡見舞金の支給を行うものです。

感染症等について

次の感染症を発症した場合は、診療を受けた医師の指示に従うとともに、速やかにクラス担任へ報告してください。本校では病名に応じた対応を行います。

第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、ペスト、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）
	学校長から保健所へ通知します
第2種	新型コロナウイルス、インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、髄膜炎菌性髄膜炎
	医師の指示をうけて出席停止を講じます。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、マイコプラズマ肺炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、ウイルス性肝炎、その他の感染症
	学校長が校医と相談し、出席停止の措置を講ずることがあります。

生徒相談室の利用について

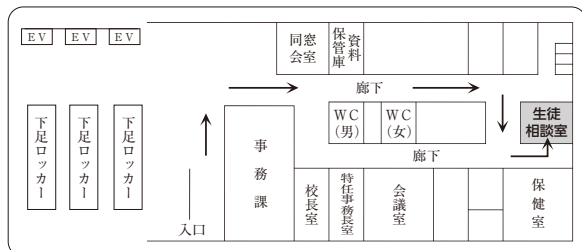
高校時代は誰しも悩みを抱えやすい時期です。生徒相談室は、悩みを抱えている人の話を聞き、相談を受け、共に考えて、気持ちを楽にしようとする所です。「話を聞いてもらいたい」・「気持ちを落ち着かせたい」などと思っている人が気軽に来室し、自由に話ができる場所です。

相談内容は、特に制限はありません。友人関係、家庭の問題、勉強、進路、部活動、身体的なこと等、専門のカウンセラーの先生が何でも相談に応じます。

担当者をはじめ、詳細については、年度ごとに別途定め、4月にお知らせいたします。また相談

の際は保健室で予約をしてください。緊急時には直接、生徒相談室に来てかまいません。

相談内容について秘密は固く守られます。



図書室の利用について

1 利用時間

- ① 月～金曜日 昼休み，放課後原則19時までとする。
- ② 土曜日 15時までとする。

2 貸出し方法

入口のカウンターで，借りる資料と身分証明書を提示する。

3 注意事項

- ① 貸出しは，閉室30分前までとする。
- ② 貸出し冊数は3冊までとする。
(雑誌は前月号以前の雑誌に限る)
- ③ 貸出し期間は一週間以内とする。
- ④ 資料を破損・紛失した場合は，現物をもって弁償する。

●本校図書室の“知の水先案内人”「OPAC」(オーパック)

下の二次元コードからアクセス



読書ダイアリー

期間	書名	著者	出版社	Favorite
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			
/ \ /				一言 ☆☆☆☆☆
	メモ			

期間	書名	著者	出版社	Favorite
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			
/				一言 ☆☆☆☆☆
}				
/	メモ			

事務課から

事務取扱時間

月～金曜日 8時30分～16時30分
土曜日 8時30分～12時30分

証明書の発行について

次の証明書等が必要な時は、前日までに職員室にある交付願に必要な事項を記入し、担任の認印を受けてから事務課受付に発行手数料（証紙）を貼付して申し込んでください。翌日以降に**身分証明書を受付に提示**して受領してください。

証明書の種類	発行手数料	提出書類
在学・卒業見込・卒業証明書 推薦書	100円	・証明書交付願
成績証明書	200円	
調査書	300円	
英文証明書	500円	
身分証明書（再発行）	1,000円	
通学証明書	無料	・交通機関ごとの証明書交付願
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料	・交付願 ・旅行許可願

入学時の証明書の交付

本校入学に伴い、勤務先等へ提出する「在学証明書」等が必要な方は、入学式当日から申請することができます。交付は、始業式以降になります。

通学証明書について

JR等を利用する通学定期乗車券を購入する場合、通学証明書が必要となるため、所定の通学証明書交付願に所要事項を記入し、事務課受付に申し込むこと。

16時までに申し込んだものは翌日、それ以降は翌々日に交付する。

学校学生生徒旅客運賃割引証について

通常「学割」と呼称されているが、その発行の趣旨はJRの指定した生徒が、実習又は帰省等の旅行をするとき、少しでも負担を軽くし、勉学を容易にするために作られた制度である。

「学割」の発行を受けようとする時には、「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」用紙に必要事項（乗車区間・目的等明記のこと）を記入し、担任の認印をもらい事務課受付に申し込みをすること。交付は翌日とする。

学割使用については、割引証裏面の注意事項に十分留意すること。割引証の申し込みは一回2枚以内とし、年間枚数は一人10枚以内となっている。

なお、有効期限は、発行の日から3か月間とする。

注意

- ① 割引証の日付の訂正は一切しない。
- ② 割引証使用に関し事故があった場合は、すみやかに事務課に連絡すること。
- ③ 生徒の使用した「学割」は再び乗車券と共にJR管理局に集められる。その「学割」は学校別に分類され、不正乗車の有無を厳重に調査される。もし、不正乗車があった場合は、本人はもちろん学校も処罰され発行駅にその割引した金額を弁償しなければならないので、使用に際しては十分注意すること。

奨学金について

本校には、日本大学三島高等学校・中学校奨学金制度があります。また、静岡県及び各市町、財団法人などの外部の各種奨学金制度は、家庭の経済状況・本人の成績・人物を考慮して採択されます。入学後その都度募集しますので、希望者はクラス担任へ申し出てください。



詳細は、左記二次元コードを参照してください。
「日本大学三島高等学校・中学校奨学金給付規程」

その他連絡事項

- 1 戸籍に記載された氏名の漢字を確認するために、入学時に「住民票」を提出していただきます。マイナンバーに記載された住民票は提出しないでください。原則的には、住民票に記載された漢字で卒業時に卒業証書を作成します。また、本校で発行する証明書はコンピュータで発行するので、印字される漢字は住民票の表記と異なる場合がありますのでご了承ください。
- 2 保護者・保証人が変わったときは、『保護者変更届』・誓約書を再提出してください。
- 3 校舎・校具等は公共物なので、汚したり壊したりしないよう注意しましょう。万一、破損等した場合は、クラス担任を通じて事務課に届出て、指示された処置を受けてください。破損等の状況によっては、実費弁償をしていただくことがあります。

大規模地震に備えての本校の対応策の概要

本校では予想される大規模地震に備えて、防災訓練を実施しております。また災害時の安全確保を図るため、対応方法について定め指導しております。ご家庭におかれましても、災害時の連絡方法や連絡場所、避難場所について、ご家庭で申し合わせるとともに、地域で実施する防災訓練にも積極的に参加していただきますようお願いいたします。

なお、災害時の安全確保を図るための対応について、また「南海トラフ地震臨時情報」及び「警戒宣言発表に伴う南海トラフ地震予知情報」が発表された場合の対応に関しては、下記の通りとなっています。

1 大規模地震が発生した場合（「警戒宣言発表に伴う南海トラフ地震予知情報」が発表された場合を含む）

(1) 登下校時

- ① 自宅に近い時は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて帰宅する。または指定された安全な場所に避難する。
- ② 駅構内や電車・バスの車内にいる時は、駅員・運転手・車掌の指示に従い避難する。
- ③ 三島駅（下土狩駅）で下車し学校に向かっている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて学校へ登校し、グラウンドに集合する。その後、教職員の指示で行動する。
- ④ 学校から三島駅（下土狩駅）に向かっている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、直ちに身の安全をはかり、危険を避けて学校に戻り、グラウンドに集合する。その後、教職員の指示で行動する。

(2) 登校後（授業中など学校にいる時など）

- ① 訓練に従い、直ちに身の安全をはかる。その後は教職員の指示で行動する。

※状況によっては、救援活動に参加する場合がありますので、ご承知ください。

- ② 帰宅できる状態になるまで学校で保護する。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

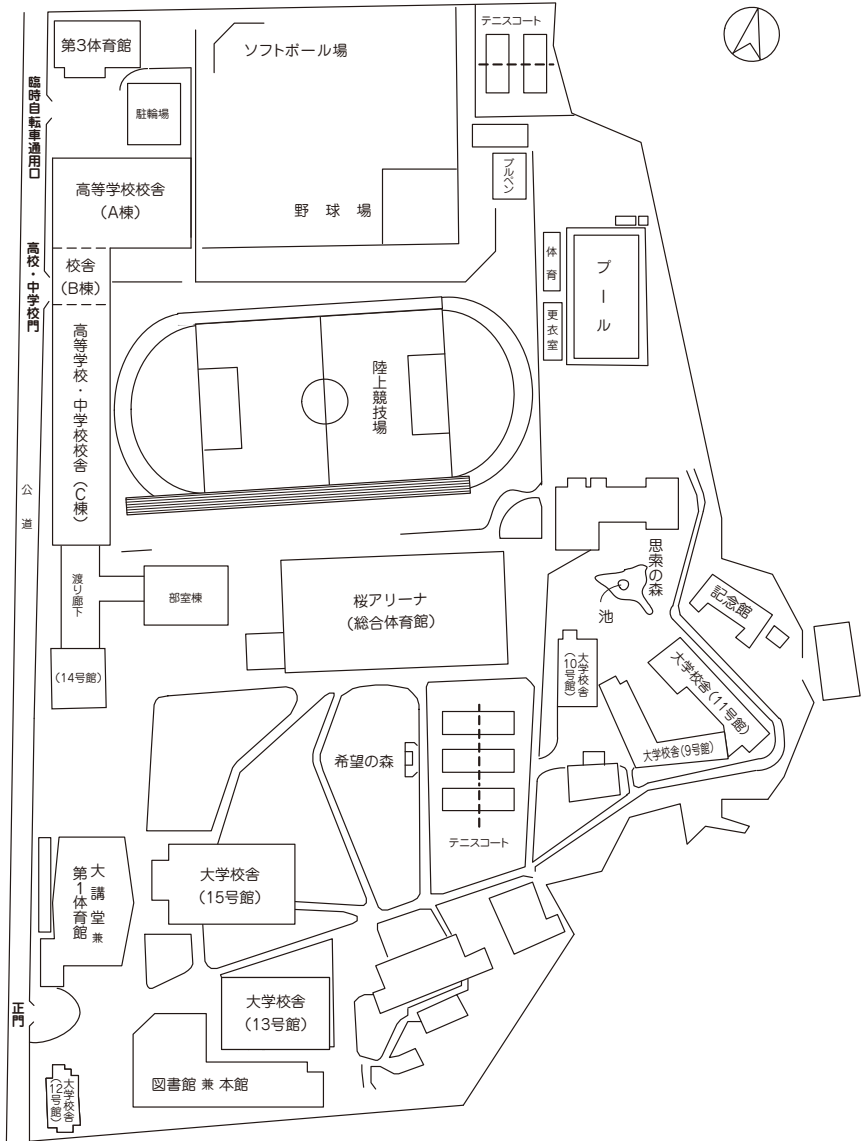
- (1) 在宅時 登校しない。
- (2) 登下校時
 - ① 自宅から駅または学校に向かっている時は、直ちに帰宅する。
 - ② 駅構内や電車・バスの車内にいる時は、駅員・運転手・車掌の指示に従う。
 - ③ 三島駅（下土狩駅）で下車し学校に向かっている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、学校に登校し、教職員の指示を受ける。
 - ④ 学校から三島駅（下土狩駅）に向かっている時（学校周辺や学校の近くにいた場合）は、学校に登校し、教職員の指示を受ける。
- (3) 登校後（授業中など学校にいる時など）
 - ① 教職員の指示に従い、行動する。※原則、帰宅させることとなります。
 - ② 帰宅が困難な生徒は、帰宅できる状態になるまで学校で保護する。

3 その他

1 及び 2 の状況となった場合、混乱を避けるため、保護者から学校への問い合わせはしないようにお願いします。日ごろより災害時の連絡方法などをご家庭で話し合ってくださいようお願い申し上げます。

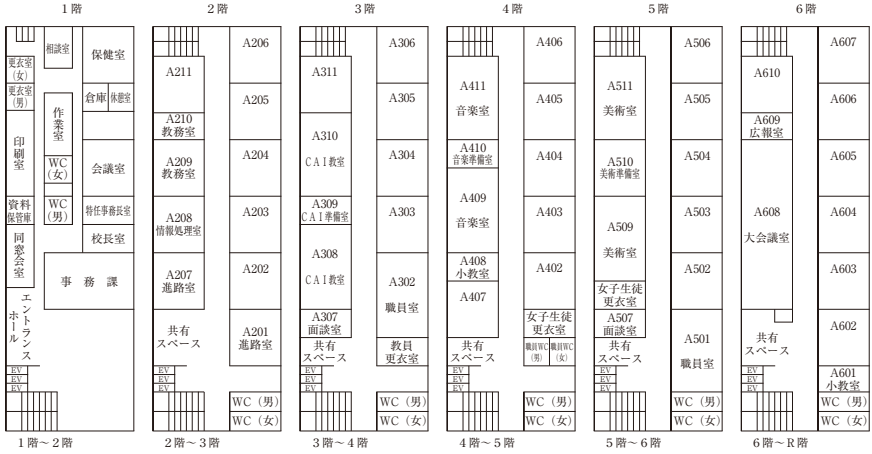
（災害用伝言ダイヤル171・ケータイ災害伝言板・携帯電話メールを活用してください。）

校地・校舎配置図



教室配置図

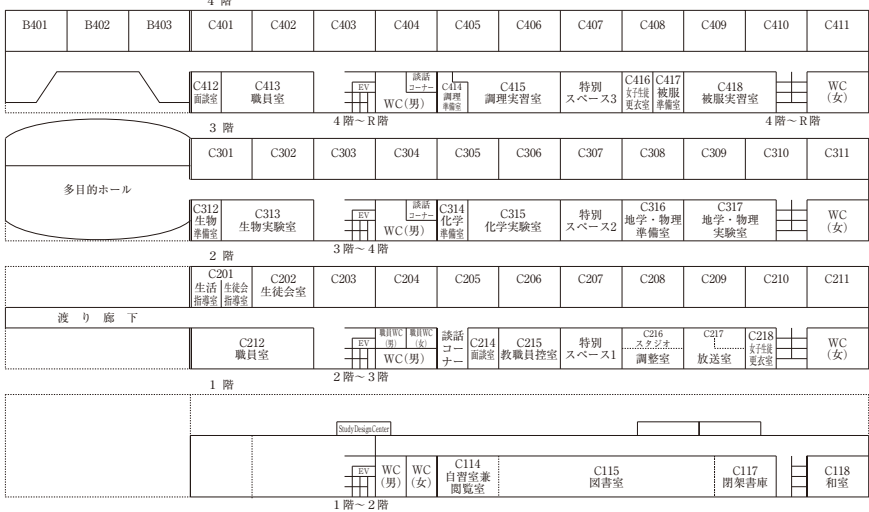
A 棟



B・C棟

B棟

C棟



諸手続き

右記二次元コードにアクセスして、書式をダウンロードして使用してください。



忌引届

校長	教頭	事務課長	教務主任	学年主任	担任

忌 引 届

令和 年 月 日

日本大学三島高等学校・中学校

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名 ①

下記のとおり忌引させましたので、お届け致します。

記

1 期 間 令和 年 月 日 () から
令和 年 月 日 () まで

2 理 由
(具体的に) _____

異装届

校 長	教 頭	事務課長	教務主任	学年主任	担 任

異 装 届

令和 年 月 日

日本大学三島高等学校・中学校

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名 ⑩

下記の理由により、異装の許可をくださいますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和 年 月 日 () から
令和 年 月 日 () まで

2 理 由
(具体的に)

住所変更届

校 長	教 頭	事務課長	教務主任	学年主任	担 任

住 所 変 更 届

令和 年 月 日

日本大学三島高等学校・中学校

第 学年 組 番

生徒氏名

保護者氏名 ①

下記のとおり住所[※]（自宅・下宿）を変更しましたのでお届け致します。

記

1 変更年月日 令和 年 月 日

2 新 住 所 〒 -

(Tel - -)

3 旧 住 所 〒 -

(Tel - -)

感染症証明書

感 染 症 証 明 書

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は別紙)

日本大学三島高等学校・中学校

病 名 ※該当する項目に○をつける

第1種 (報告者は直ちに校長に報告し、校長は保健所に通知する)

エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・ペスト・マールブルグ病・痘そう・
ラッサ熱・急性灰白髄炎・重症急性呼吸器症候群・ジフテリア・南米出血熱・
鳥インフルエンザ (H5N1)

第2種

百日咳・麻疹・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)

第3種 (学校長が快医と相談して出席停止の措置を講じることがある。)

腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・流行性角結膜炎・溶連菌感染症・
ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・
バラチフス・ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症

その他の感染症 ()

〒

現住所 _____

生徒氏名 _____ 年 組 氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生まれ _____

病 名 _____

頭書の疾患により 月 日 () ~ 月 日 () まで 日間
の出席停止の必要を認めます。

令和 年 月 日

病院名

医師名

Ⓔ

感染症経過報告書

感染症経過報告書（保護者等記入）				
_____年 組 番 生徒氏名_____				
季節性インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症 （どちらかに○をつける）				
症状出現日：令和 年 月 日（発症0日）				
医療機関診断日：令和 年 月 日				
[医師からの注意事項（学校へ伝えること）]				
経過日数	月日	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温	
発症日 (0日目)	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
9日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
10日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度	度
<p>【季節性インフルエンザの出席停止期間】 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。 発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。 発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状が軽快した日を0日とし1日間経過する必要があります。</p>				
令和 年 月 日 保護者等氏名 _____				

2026 **4** April

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7 入学式	8 始業式	9 2年健康診断	10 3年健康診断	11
12	13 1年健康診断 図書ガイダンス	14 1年健康診断 図書ガイダンス	15 1・2年基礎学力 到達度テスト	16 3年基礎学力到 達度テスト	17	18 家庭学習
19	20	21	22	23	24	25 家庭学習
26	27 1年宿泊G	28 1年宿泊G 2・3年フィールド ワーク	29 昭和の日	30	1	2 家庭学習

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 **5** May

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28 1年宿泊G 2・3年フィールドワーク	29 昭和の日	30	1	2 家庭学習
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
10	11 歯科検診	12 歯科検診	13 3年体育祭	14	15	16
17	18 1年こころの健康講演会	19	20	21	22	23
24	25	26 単元別テスト(3年必須)	27 単元別テスト(3年必須)	28	29	30 家庭学習 第1回英検一次試験
31	1 1・2年保護者懇談会	2	3	4	5 3年チャレンジ模試	6 ブックフェア

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 **6** June

今月の目標

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
31	1 1・2年保護者懇談会	2	3	4	5 3年チャレンジ模試	6 ブックフェア
7	8 1年薬学講座	9	10	11	12	13
14	15	16	17 桜陵祭準備	18 桜陵祭準備	19 桜陵祭準備	20 桜陵祭
21 桜陵祭	22 代休	23	24	25	26	27
28	29	30 前期中間試験	1 前期中間試験	2 前期中間試験	3 前期中間試験	4 家庭学習

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 **7** July

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
28	29	30 前期中間試験	1 前期中間試験	2 前期中間試験	3 前期中間試験	4 家庭学習
5 第1回英検二次試験	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17 3年三者面談	18 3年三者面談
19	20 海の日	21 全校集会 夏期休暇～8/24	22 1・2年三者面談	23 1・2年三者面談	24 1・2年三者面談	25 1・2年三者面談
26	27	28	29	30	31	1

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 8 August

今月の目標

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 山の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22 学校説明会& 個別相談会
23	24	25 全校集会	26 午前授業	27 午前授業	28 午前授業	29 家庭学習 学校説明会& 個別相談会
30	31 課題確認テスト 1年AO実力テスト 3年実力テスト	1	2	3	4	5

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

-
-
-
-
-
-
-

2026 **9** September

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30	31 課題確認テスト 1年AO実力テスト 3年実力テスト	1	2	3	4	5
6	7 会長・副会長選挙	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 3年基礎学力到達テスト	25 1・2年前期期末試験	26 家庭学習
27	28 1・2年前期期末試験	29 1・2年前期期末試験	30 1・2年前期期末試験	1	2	3 家庭学習 第2回英検一次試験

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 10 October

今月の目標

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28 1・2年前期期末試験	29 1・2年前期期末試験	30 1・2年前期期末試験	1	2	3 家庭学習 第2回英検一次試験
4 創立記念日	5 振替休日	6	7	8	9 二者面談	10
11	12 スポーツの日	13 1・2年体育祭	14	15	16	17
18	19 1年栄養講座	20	21	22 校内実力テスト	23	24 大学富桜祭
25 大学富桜祭	26 1年芸術鑑賞教室	27	28	29	30	31

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

-
-
-
-
-
-
-

2026 11 November

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2 2年薬学講座	3 文化の日	4 単元別テスト	5 単元別テスト	6	7
8 第2回英検二次試験	9 2年修学旅行 ~11/14	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 勤労感謝の日	24 1・2年授業参観	25	26	27	28
29	30	1	2	3 後期中間試験 3年学年末試験	4 後期中間試験 3年学年末試験	5 家庭学習

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2026 12 December

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	1	2	3 後期中間試験 3年学年末試験	4 後期中間試験 3年学年末試験	5 家庭学習
6	7 後期中間試験 3年学年末試験	8 後期中間試験 3年学年末試験	9	10	11	12
13	14	15	16	17 三者面談(必須)	18 三者面談(必須)	19 三者面談(必須)
20	21 全校集会 冬期休暇~1/6	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	1 元日	2

先月の振り返り

週間計画

- 1st week
- 2nd week
- 3rd week
- 4th week
- 5th week

今月集中してやること

-
-
-
-
-
-
-

2027 1 January

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
27	28	29	30	31	1 元日	2
3	4	5	6	7 全校集会	8	9 家庭学習
10	11 成人の日	12 家庭学習	13	14	15	16 大学入学共通テスト
17 大学入学共通テスト	18	19	20	21	22	23 家庭学習
24 第3回英検一次試験	25	26	27	28	29 1・2年チャレンジ 模試 3年卒業前テスト	30 学術文化部 発表会
31	1	2 家庭学習	3 家庭学習	4 午前授業	5	6

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること

2027 2 February

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
31	1	2 家庭学習	3 家庭学習	4 午前授業	5	6
7	8 2年At修学旅行 ~2/10	9	10	11 建国記念の日	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 学年末試験	23 天皇誕生日	24 学年末試験	25 学年末試験	26 学年末試験	27 家庭学習
28 第3回英検二次試験	1 卒業証書授与式	2	3	4	5	6 家庭学習

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

今月集中してやること

-
-
-
-
-
-
-

2027 **3** March

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
28 第3回英検二次試験	1 卒業証書授与式	2	3	4	5	6 家庭学習
7	8 家庭学習	9	10	11	12	13 家庭学習
14	15	16	17 修了式 春期休暇~4/7	18	19	20
21 春分の日	22 振替休日	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

先月の振り返り

週間計画

1st week

2nd week

3rd week

4th week

5th week

今月集中してやること



日本大学三島高等学校・中学校
代表：055(988)3500
<https://www/mishima.hs.nihon-u.ac.jp/>